

令和7年版

第3次浦安市環境基本計画年次報告書

令和8年3月

目次

1. 第3次環境基本計画について	1
(1) 計画の策定趣旨	1
(2) 望ましい環境像	2
(3) 計画の対象とする範囲	3
(4) 計画期間	3
(5) 計画の基本方針	4
(6) 施策	6
2. 分野別取り組みの実施状況	8
基本方針1 環境を保全・創出する人づくり、地域づくり	8
1. 環境行動	
(1) 環境を大切にする人づくり	9
(2) 連携・協力による環境行動の推進	12
基本方針2 環境にやさしいまち	15
2-1. 脱炭素社会	
(1) 脱炭素社会の実現に向けた取り組みの推進	17
(2) 気候変動に適応したまちづくりの推進	21
2-2. 循環型社会	
(1) ごみの減量と再資源化の推進	24
(2) 廃棄物の適正な収集と処理	27
基本方針3 豊かで安全な暮らし	30
3-1. 自然環境	
(1) 身近で親しみやすい豊かな水辺空間の創出	32
(2) みどり豊かな生活空間の創出	33
(3) 生物多様性の保全	34
3-2. 生活環境	
(1) 大気環境の確保	37
(2) 水質の確保	39
(3) 安心して暮らせる生活環境の確保	41

3. 令和6年度 数値データ一覧 45

◆脱炭素社会.....	45
◆循環型社会.....	49
◆自然環境.....	55
◆生活環境.....	55
●大気.....	55
●水質.....	58
●騒音・振動・その他.....	63

資料編

1 環境審議会.....	67
■浦安市環境審議会規則.....	68
2 浦安市環境基本条例.....	69
3 浦安市環境保全条例.....	73

1. 第3次環境基本計画について

(1) 計画の策定趣旨

環境基本計画は、浦安市環境基本条例が示す基本理念にのっとり、本市の環境の保全・創出に関する施策を、市民・事業者・市が協力し、総合的かつ計画的に推進することを目的に策定しています。

本市では、平成 15 年（2003 年）に浦安市環境基本条例を制定し、平成 17 年（2005 年）に環境基本計画を策定しました。平成 26 年（2014 年）には、第 2 次計画を策定し、市民・事業者・市が協力して、市内の生活環境の確保、みどりや水辺にふれ合う空間の整備、再生可能エネルギーの普及、家庭系ごみの削減など環境の保全に関する取り組みを進めてきました。

第 3 次環境基本計画は、これまでの計画の趣旨を踏まえながらも、第 2 次計画策定以降における本市や国内外における環境政策を取り巻く状況の変化に対応するため、令和 3 年度から 10 年間にわたる市の環境政策の方向性を示したものです。

《第 2 次計画期間における主な環境政策を取り巻く状況》

【市】

- ・令和元年（2019 年）に、市の最上位計画である総合計画（基本構想・基本計画）を策定し、「人が輝き躍動するまち・浦安 ～すべての市民の幸せのために～」を将来都市像として新たなまちづくりの方向性が示されました。
- ・令和 2 年（2020 年）に、「ゼロカーボンシティ」を表明し、2050 年までに温室効果ガス排出実質ゼロをめざすこととしました。

【国】

- ・平成 30 年（2018 年）に、第五次環境基本計画が閣議決定され、地域内・地域間で資源やサービスを循環させる自立・分散型の「地域循環共生圏」を創造することや、省エネルギーやゼロエミッション電源などに関する各種数値目標などが設定されました。
- ・令和 2 年（2020 年）に、国として令和 32 年（2050 年）までに温室効果ガスの排出実質ゼロを目指すカーボンニュートラル宣言を行い、令和 3 年 10 月には、令和 12 年（2030 年）までの温室効果ガス削減目標値を、平成 25 年（2013 年）比でこれまでの 26%減から 46%減に引き上げました。

【世界】

- ・平成 27 年（2015 年）に、国連総会において世界が直面している環境や政治、経済など喫緊の課題に取り組んでいくため「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。
- ・同年に開催された第 21 回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、令和 2 年（2020 年）以降の気候変動対策に関する新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。

(2) 望ましい環境像

本市がめざすまちづくりの基本的な方針を示した総合計画や環境基本条例に示す理念を踏まえ、計画が目指す望ましい環境都市像を掲げています。

また、第2次計画で掲げていた望ましい環境像（「人と自然とが共生する 水と緑で囲まれた持続可能な快適環境都市 うらやす」）は、普遍的なものです。

これらを踏まえ、望ましい環境像の実現のためには、市が施策を実施するだけでなく、市民・事業者などの各主体における一人ひとりの環境行動が欠かせないことから、第2次計画の考え方を引き継ぎながらも、市民・事業者の行動をさらに拡大、加速していくことをめざし、本計画における望ましい環境像を次のとおり掲げます。

<望ましい環境像>

みんなでつくり つなげる 環境都市うらやす

<望ましい環境像に込められた意味>

望ましい環境像の実現のためには、市が施策を実施するだけでなく、市民・事業者による一人ひとりの地道な環境行動の積み上げが必要です。本計画の望ましい環境像を市民・事業者など本市の環境に関わるすべての主体、すなわち「みんな」の行動で「つくり」あげていくものであるという意味を込めています。

また、「環境都市」という表現は第1次計画から継続して掲げ、これまで市内の水辺やみどりといった自然環境や、大気や水質、騒音対策などの生活環境の維持・保全に取り組んできました。

本計画においては、安全・安心して生活や事業を営むことができる生活環境、豊かな水辺やみどり、生きものからなる自然環境、地球温暖化の進行を防ぎ、気候変動に適応する脱炭素社会、ごみの排出が少なく、ものを繰り返し使用する循環型社会といった市域における環境を保全・創出することで持続可能なまちを実現し、次世代に「つなげる」という意味や、環境に関わる行動により人と人をつなげる」という意味を込めています。

(3) 計画の対象とする範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、次のとおりとします。

なお、「地球温暖化」には、温室効果ガスの排出削減対策に加え、気候変動への適応対策の視点も盛り込むものとします。

○環境行動	○環境教育・環境学習	○地球温暖化	○エネルギー
○廃棄物	○資源	○身近な水辺	○身近なみどり
○大気環境	○水質	○生活環境	

(4) 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）の10年間とします。

ただし、計画の進捗状況、上位計画・関連計画の見直し、社会経済情勢・市の環境の変化などの状況に応じて適宜見直しを行います。

表 1-1 本計画の計画期間

年度	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030	
総合 計画	基本構想	20年間										令和21年度（2039年度）まで
	基本計画	第1期（10年間）										第2期（10年間）
第3次 環境基本計画	10年間											

(5) 計画の基本方針

本計画は、望ましい環境像「みんなでつくり つなげる 環境都市うらやす」の実現に向けて、環境に関する分野別施策を横断・連携して推進するための3つの基本方針を掲げます。

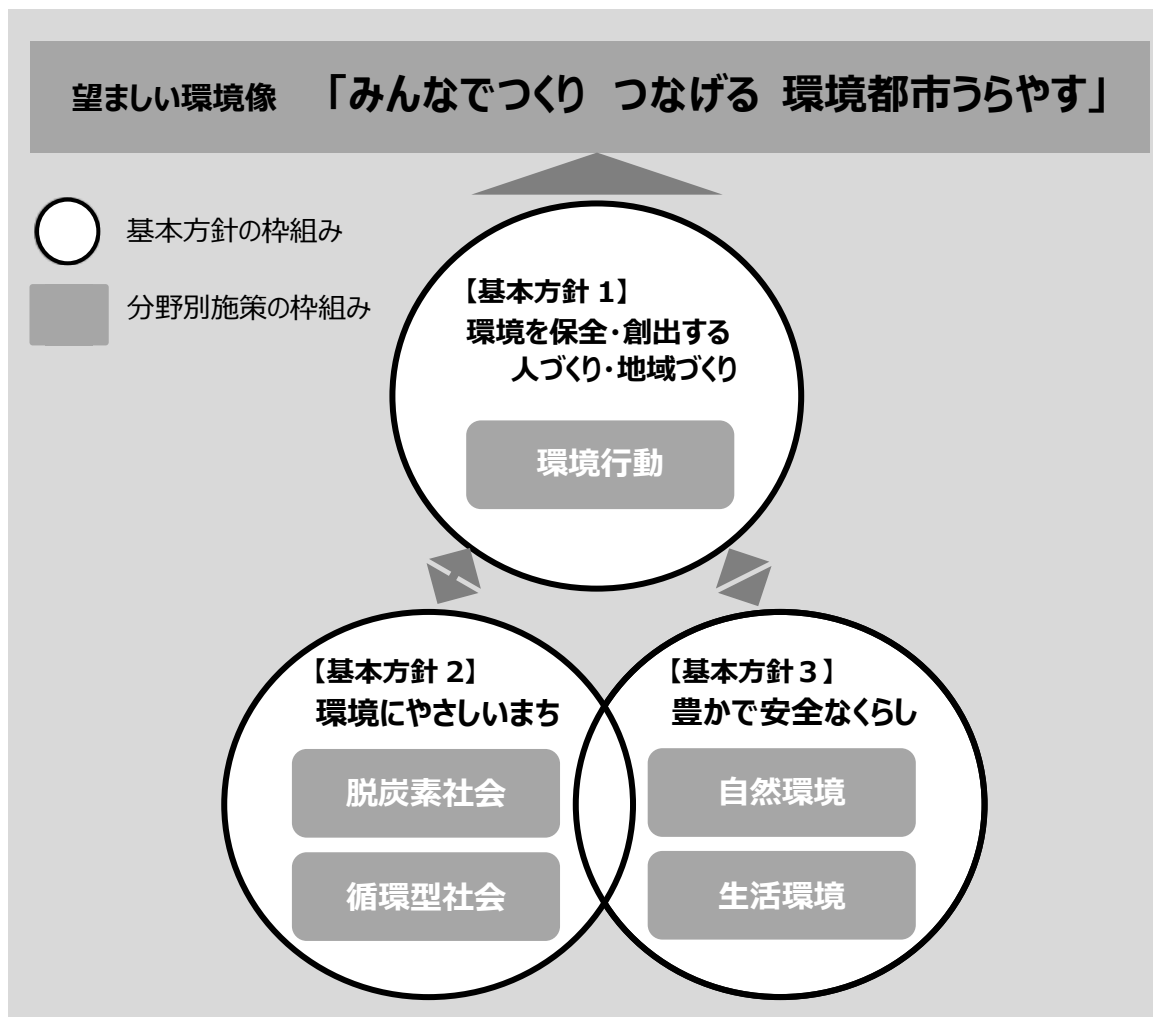
基本方針1「環境を保全・創出する人づくり・地域づくり」は、望ましい環境像の実現に向けて最も重要となる人々の「環境行動」に関する施策を推進していきます。

基本方針2および3には、環境分野のうちそれぞれ関連する分野をまとめ、基本方針2の「環境にやさしいまち」には「脱炭素社会」と「循環型社会」、基本方針3の「豊かで安全な暮らし」には「自然環境」と「生活環境」を包含し、各環境分野の施策を推進していきます。

なお、基本方針1は、基本方針2および3を推進するための手段であり、基本方針2および3の推進により基本方針1の取り組み拡大につながるという、互いに影響し合う関係となっています。

また、基本方針2および3の分野の一部は互いに関連し合っていることから、本計画では各分野の取り組みを横断的に推進していきます。

図 2-1 基本方針の全体像



望ましい環境像を実現したまちのイメージ

脱炭素社会



環境に配慮した建物

環境行動



連携・協力による
環境行動

環境学習



循環型社会



ごみの分別による
再資源化

生活環境



環境にやさしい
安全・安心なまち

自然環境



豊かな自然環境の
保全・創出

(6) 施策

基本方針にもとづいた5つの分野に、それぞれ施策の方向性を掲げ、望ましい環境像の実現に向けた施策を推進します。また、それぞれの分野にはSDGsの17の目標（ゴール）の中で、特に関連性が高いものを位置づけ、持続可能な社会の実現に貢献する施策を推進します。

	基本方針	分野	施策の方向性
望ましい環境像 みんなで作くり つなげる 環境都市うらやす	基本方針1 環境を保全・創出する 人づくり、地域づくり	環境 行動	(1) 環境を大切にする人づくり
			(2) 連携・協力による環境行動の推進
	基本方針2 環境にやさしいまち	脱炭素 社会	(1) 脱炭素社会の実現に向けた取り組みの推進
			(2) 気候変動に適応したまちづくりの推進
	基本方針3 豊かで安全な暮らし	循環型 社会	(1) ごみの減量と再資源化の推進
			(2) 廃棄物の適正な収集と処理
	基本方針3 豊かで安全な暮らし	自然 環境	(1) 身近で親しみやすい豊かな水辺空間の創出
			(2) みどり豊かな生活空間の創出
			(3) 生物多様性の保全
基本方針3 豊かで安全な暮らし	生活 環境	(1) 大気環境の確保	
		(2) 水質の確保	
		(3) 安心して暮らせる生活環境の確保	

■「計画事業」と「関連事業」

本計画では、「望ましい環境像」の実現に向けて、計画の進捗状況を管理するため、分野別の指標と計画中間年・最終年におけるそれぞれの目標値を設定し、各事業や取り組みを実施しています。

事業や取り組みは、分野別に設定している指標及び目標値に直接的に結びつく「計画事業」と、指標及び目標値に直接的には結びつかないが、計画の推進に向けて実施している「関連事業」の2つに分類しており、「計画事業」については、目標値の達成に向けた毎年の進捗状況を A～E の5段階で評価しています。

「計画事業」の評価基準

- A…事業目標の達成に向けて順調に進んでいる。
- B…事業目標の達成に向けて概ね順調に進んでいる。
- C…事業目標の達成に向けてやや遅れている。または、事業目標や実施方法の見直し等、一部修正を行った。
- D…事業目標や実施方法等の大幅な見直しを行った。または、事業を一時中断している。
- E…事業を中止した。

■「分野別取組の実施状況」の見方

《計画事業》

事業・取り組み名	事業結果			事業評価
	令和5年度	令和4年度	実施状況	
三番瀬環境観察館運営事業 (環境保全課)	【来館者数】		新規イベントや三番瀬海岸親水施設を活用した新規主催講座を実施したことにより、来館者数が増加した。	A
	15,920人	9,409人		

事業評価指標及び最新年度・前年度の結果
(数値がある事業のみ記載)

最新年度における実施状況・
前年度比較 等

最新年度の事業評価
A～Eの5段階

《関連事業》

主な事業内容		市の事業内容の説明	
②一般環境大気中の汚染物質や有害大気汚染物質などの測定を行い、状況の把握に努めます。			
令和6年度の取組結果		複数の分野に関連する事業で、すでに他の分野で掲載済みの事業は【再掲】と表記	
【再掲】ダイオキシン類測定業務 (環境保全課)			
アスベスト測定業務 (環境保全課)	市内3地点(当代島公民館、日の出公民館、今川記念会館)にて年2回、一般環境大気中のアスベスト濃度の測定を行った。		
簡易測定器の貸し出し (騒音・振動・放射線) (環境保全課)	騒音などによる生活環境への影響を把握するため、市民や市内事業者に対し、簡易測定器の貸し出しを行った。		
	騒音計貸出件数	令和6年度 2件	令和5年度 4件

最新年度の取組結果・事業結果が数値で表せる場合は、最新年度及び前年度の結果

2. 分野別取り組みの実施状況

基本方針 1 環境を保全・創出する人づくり、地域づくり

1-1.環境行動

《第3次環境基本計画における指標と目標値》

指標	基準値 (平成28年度(2016年度))	目標値	
		(令和7年度(2025年度))	(令和12年度(2030年度))
地域の美化活動・リサイクル活動に参加している市民の割合	21.2%	25%	33%
環境マネジメントシステムにより環境に配慮した事業活動を行っている事業者の割合	36.4%	45%	50%

《計画事業の評価》

事業・取り組み名	事業結果			事業評価
	令和6年度	令和5年度	実施状況	
環境ひろば in 三番瀬 (環境保全課)	【来場者数】			B
	延べ 2,743 人	延べ 4,171 人	三番瀬環境観察館及び三番瀬海岸親水施設の利活用とゼロカーボンシティの実現に向け、干潟観察会や潮だまり観察会などのイベントを通して、市民の環境保全に対する行動変容を促す機会を創出した。	
三番瀬環境観察館運営事業 (環境保全課)	【来館者数】			A
	17,087 人 (親水施設 2,319 人)	15,920 人 (親水施設 2,969 人)	三番瀬環境観察館及び三番瀬海岸親水施設を利活用した新たなイベントや環境学習講座を実施したことにより、来館者数が増加した。	
環境学習推進事業 (環境保全課)	【実施回数】			B
	環境学習アドバイザー 5回 森林環境学習 1回	環境学習アドバイザー 7回	環境学習の推進・啓発を図るため、市内小学校や幼稚園・認定こども園へ環境学習アドバイザーを派遣し、環境学習の支援を行った。また、山武市と連携し、森林環境学習を実施した。	
カーボン・オフセット事業 (環境保全課)	森林整備面積 5.82ha 二酸化炭素吸収量 35.0t-CO2	森林整備面積 4.78ha 二酸化炭素吸収量 27.2t-CO2	山武市との連携による森林整備の実施に係る協定に基づき、山武市における森林整備に係る費用の一部を負担するとともに、山武市産の木製品を調達し配付した。	A
	木製おりがみ配付数 1,036 組 木製定規配付数 1,380 枚	木製おりがみ配付数 1,141 組		

(1) 環境を大切に作る人づくり

本計画の環境の保全・創出に関わる行動主体は、市民・事業者・市であり、それらを構成するのは"人"です。そのため、市内での環境行動を促すためには、取り組みを実行する"人"の環境の保全・創出に対する取り組み意識や知識の向上、すなわち"人づくり"が欠かせません。

意識調査では、地域で活動している市民の割合が減少傾向にある結果となったため、これまであまり積極的でなかった市民への参加を促し、環境に関する活動を行う市民の裾野を広げていきます。

また、環境を大切に作る人づくりを推進するため、イベントにおける啓発活動や、三番瀬環境観察館を中心に、学校教育や社会教育とも連携を図りながら、環境学習による市民・事業者の知識や取り組み意識の向上を促します。

主な事業内容		
①省エネルギーやごみの減量など、市民の環境配慮行動の普及・促進をするためのイベントを開催します。		
令和6年度の取組結果		
【再掲】環境保全PR事業（環境保全課）		
浦安市民の森活用事業 (環境保全課)	『高崎市市有林「浦安市民水源の森」活用に関する基本協定』に基づき、浦安市民水源の森の散策路等の危険木を伐採し、環境整備を行った。	
ごみ減量推進啓発事業 (ごみゼロ課)	ごみの分け方・出し方ルールブックを主に転入者に対して配布したほか、おでかけビーンズ、広報うらやす、市公式ホームページ、ごみ分別アプリ「クルなび」などにて、啓発活動を行い、ごみ減量や再資源化について周知した。	
	令和6年度	令和5年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・おでかけビーンズ（出前講座）：2回 ・広報うらやす掲載：2か月に1回 ・市公式ホームページ掲載：10回以上 ・クルなび発信数：10回以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・おでかけビーンズ（出張講座）：3回 ・ビーンズ推進員へ資料送付：年4回 ・広報うらやすの掲載：2か月に1回 ・市公式ホームページ掲載：10回以上 ・クルなび発信数：10回以上
リサイクル講座事業 (ビーンズプラザ)	各種リサイクル講座の他、夏休み子ども環境教室を開催し、参加者は昨年度より29人増加し、394人であった。講座を開催することで、市民の資源循環に対する意識の向上を図ることができた。	
	講座参加人数	令和6年度 延べ394人
植木まつり事業 (みどり公園課)	令和6年度は4月27日（土）・28日（日）に市民まつりと合同開催となった。苗木の無償配布を事前申込制にしたため、配布までの待ち時間がなく円滑に配布することができた。エア遊具やミニショベル体験が盛況であった。	
	来場者数	令和6年度 約50,000人 (市民まつりと合同)

《主な事業内容と令和6年度の取組結果》

主な事業内容		
② 三番瀬環境観察館や郷土博物館において、本市の自然環境や郷土の歴史などについて学べる機会を提供します。		
令和6年度の取組結果		
【再掲】三番瀬環境観察館運営事業（環境保全課）		
郷土博物館体験教室事業 (郷土博物館)	天候不良による中止もあり、開催回数、延べ参加人数は減少したが、体験や観察会を通して、自分たちが暮らすまちを取り巻く身近な自然に触れ、郷土愛を育むとともに、自然や環境について考え学ぶ機会を提供することができた。	
	令和6年度	令和5年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・境川乗船体験 3回(37人) ・野鳥観察会 1回(19人) ・干潟観察会 1回(12人) ・街路樹観察会 1回(8人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・境川乗船体験 5回(58人) ・野鳥観察会 2回(13人) ・干潟観察会 2回(32人) ・街路樹観察会 2回(14人)

主な事業内容		
③ 未就学児・児童・生徒を対象に、出前講座やアドバイザーの派遣、体験学習を通して環境について学べる機会を提供します。 <ul style="list-style-type: none"> ・成人を対象に、環境問題から身近に取り組みめる環境行動について学べる機会を提供します。 ・事業者を対象に、環境保全に関する取り組みや環境に配慮した事業活動に向けた啓発を行います。 		
令和6年度の取組結果		
【再掲】環境学習推進事業（環境保全課）		
市民大学校運営事業 (市民大学校)	「環境のために私たちにできること-暮らしと環境とのつながりを捉え直す-」の講座を全10回開催し、持続可能な生き方・暮らし方の変容に向けた具体的なアイデアを発表し、受講者で共有することができた。	
	受講者数	令和5年度
	令和6年度	8名
まちづくり出前講座 (生涯学習課)	環境をテーマにした講座は、3講座（ゼロカーボンシティとは？、おでかけビーナス、浦安市の下水道）登録されていた。 令和6年度の実施回数は「おでかけビーナス」の講師派遣を2回行った。	
	環境分野の講座の実施回数	令和5年度
	令和6年度	3回(42回)
	2回(50回) ※()内は全体の実施回数	※()内は全体の実施回数
公民館主催事業 (環境学習) (公民館)	【堀江公民館】「エコ！省エネ！ごみゼロクッキング」の講座を通して、毎日の料理の工夫次第で、ごみの減量や省エネになり、これらの環境行動を意識することで地球温暖化防止につながることを知る機会を提供することができた。	
	実施回数 (参加者数)	令和5年度
	令和6年度	高洲公民館：2回(25名) 堀江公民館：1回(22名) 富岡公民館：1回(16名)
	堀江公民館：1回(16名)	
事業者向け啓発事業 (環境保全課)	事業者の環境行動を促進・支援するため、浦安鐵鋼団地協同組合や浦安商工会議所等に対し、脱炭素化に向けたセミナー等の情報提供を行った。	

主な事業内容	
④市広報紙など既存の媒体に加え、SNS の活用など、多様化する情報発信手段による環境情報や学習プログラムを提供します。	
令和 6 年度の実績	
環境情報の提供 (環境保全課)	ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みや環境学習等を周知するとともに市内の生活環境に関わる各種測定結果について、広報うらやす及び市公式ホームページで啓発を行った。

(2) 連携・協力による環境行動の推進

本計画の行動主体である市民・事業者・市は、それぞれが独自に行動しているものではなく、普段の生活や事業活動を通して互いに密接に関わっています。各主体が連携・協力を強化していくことで、地域や地球規模で存在している環境問題に対し、より効果的な対策を実行することができます。また、市内だけでなく他の自治体や市域外の団体などもネットワークを構築し、つながりを広げていくことも重要です。

そのため、市民団体や事業者による活動への支援を行うとともに、これらの各主体とさらなる連携・協力を深める取り組みを促進し、市全体で環境行動への取り組み意識を高めていきます。

また、市職員を対象とした研修会や啓発を行うことで、市の事務事業において、環境に配慮した取り組みを推進します。

《主な事業内容と令和6年度の実績結果》

主な事業内容					
①市民団体や事業者の自主的な環境保全・創出活動を広く周知、発表する場の提供など、活動を支援します。					
令和6年度の実績結果					
川をきれいにする市民活動への支援 (環境保全課)	境川の定期的な清掃活動や普及啓発などを行っている市民活動団体の活動に対し、支援を行った。また、旧江戸川沿いの舞浜護岸清掃に「江戸川を守る会」の会員と参加することに加え、河川美化推進員の活動に対して支援を行った。				
市民活動促進事業 (市民参加推進課)	市民活動を行っている団体やこれから始めようとする市民に対して、交流促進、情報発信、啓発、講座、相談対応など、様々な事業を実施した。 また、来館者数は前年度 5,480 人と比較し同水準で推移した (0.77%減)。				
	来館者数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,438 人</td> <td>5,480 人</td> </tr> </tbody> </table>	令和6年度	令和5年度	5,438 人
令和6年度	令和5年度				
5,438 人	5,480 人				

主な事業内容					
②市民団体やボランティア、事業者などと連携して、市民が環境に関心を持つきっかけとなる場を提供します。					
令和6年度の実績結果					
三番瀬保全事業 (環境保全課)	三番瀬の自然環境を保全する活動を行っている市民活動団体と連携し、「うらやす三番瀬感謝祭」を行い、護岸清掃や三番瀬の生き物に関する周知・啓発を行った。				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・参加者数 530 人 ・ごみ収集量 可燃 170kg、不燃 80kg</td> <td>・参加者数 681 人 ・ごみ収集量 可燃 140kg、不燃 90kg</td> </tr> </tbody> </table>	令和6年度	令和5年度	・参加者数 530 人 ・ごみ収集量 可燃 170kg、不燃 80kg	・参加者数 681 人 ・ごみ収集量 可燃 140kg、不燃 90kg
令和6年度	令和5年度				
・参加者数 530 人 ・ごみ収集量 可燃 170kg、不燃 80kg	・参加者数 681 人 ・ごみ収集量 可燃 140kg、不燃 90kg				
みどりのネットワーク事業 (みどり公園課)	オープン講座の実施・みどりのカーテン苗木の配布・体験学習等を実施した。				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・参加団体数 26 団体 ・個人 3 人、学校関係 4 校、 ・保育・幼稚園 8 園 ・その他：児童センター</td> <td>・参加団体数 26 団体 ・個人 3 人、学校関係 5 校、 ・保育・幼稚園 7 園 ・その他：児童センター</td> </tr> </tbody> </table>	令和6年度	令和5年度	・参加団体数 26 団体 ・個人 3 人、学校関係 4 校、 ・保育・幼稚園 8 園 ・その他：児童センター	・参加団体数 26 団体 ・個人 3 人、学校関係 5 校、 ・保育・幼稚園 7 園 ・その他：児童センター
令和6年度	令和5年度				
・参加団体数 26 団体 ・個人 3 人、学校関係 4 校、 ・保育・幼稚園 8 園 ・その他：児童センター	・参加団体数 26 団体 ・個人 3 人、学校関係 5 校、 ・保育・幼稚園 7 園 ・その他：児童センター				

令和 6 年度の取組結果		
公園等里親制度支援事業 (みどり公園課)	公園を身近に感じられるよう、清掃や花植えなど公園管理を行う市民団体等を支援した。	
	登録団体数	令和 6 年度 22 団体
緑化活動支援事業 (みどり公園課)	公園、緑地等の公共花壇区域における緑化活動や広く市民を対象とした緑に関する催し等を行う市民団体等に、花苗の支給や用具の貸し出し等を行った。	
	登録団体数	令和 6 年度 27 団体

主な事業内容		
③市全体で環境問題に取り組んでいけるよう、事業者と連携・協力できる体制整備を図ります。		
令和 6 年度の取組結果		
浦安エコカンパニー制度 (環境保全課)	事業者の環境行動を促進するため、環境に配慮した事業活動を行っている事業者を「浦安エコカンパニー」として認定した。	
	登録事業者数	令和 6 年度 33 事業者
エコショップ認定制度 (ごみゼロ課)	認定基準の要である「レジ袋無料配布中止の実施」について、令和 2 年 7 月 1 日よりレジ袋の有料化が開始されたことにより、本事業の目的が達せられたことから、令和 6 年 3 月 31 日付けで制度を廃止した。	
	認定店舗数	令和 6 年度 —

主な事業内容		
④広域的な環境保全行動を推進するため、他の自治体との連携を強化します。		
令和 6 年度の取組結果		

【再掲】広域連携による温室効果ガス削減施策の検討（環境保全課）

主な事業内容			
⑤市職員の環境に関する意識の向上や環境行動の推進を図るため、各種研修会などを実施します。			
令和6年度の取組結果			
環境に関する普及啓発 (環境保全課)	環境に配慮した取り組みを推進するため、市職員を対象に公共施設等におけるゼロカーボンエネルギー導入についての説明会等を実施した。		
	実施回数	令和6年度 2回	令和5年度 2回
主な事業内容			
⑥自治会などと連携して環境保全に関する取り組みを推進します。			
令和6年度の取組結果			
ごみゼロ運動推進事業 (環境衛生課)	ごみの散乱防止と再資源化の普及・啓発を図るため、浦安市自治会連合会と連携し、ごみゼロ運動を実施した。 令和6年5月27日 舞浜駅前 令和6年5月28日 浦安駅前(雨天中止) 令和6年5月30日 新浦安駅前		

令和6年度の取組結果			
地域美化活動支援 (まちピカプログラム) (環境衛生課)	清潔できれいなまちづくりを推進するため、学校や企業、団体のボランティアによる公共の場所の美化活動に対して、ごみ袋の配布やごみ回収の支援を行った。		
	実施件数	令和6年度 83件	令和5年度 98件
自治会共同清掃 (環境衛生課)	各自治会における共同清掃を支援することで、地域の環境美化を図った。		
	実施回数	令和6年度 延べ223回	令和5年度 延べ220回
廃棄物減量等推進員 設置事業 (ごみゼロ課)	廃棄物減量等推進員を通じて、ごみ排出ルールへの遵守、分別の徹底を依頼することにより、ごみ減量の周知・啓発、地域活動に繋がった。		
	通知回数	令和6年度 6回	令和5年度 4回
イベントごみ減量事業 (ごみゼロ課)	自治会まつり時のごみ減量依頼を通じ、ごみの減量・再資源化を呼びかけることにより、自主的なごみ減量・再資源化、分別の徹底に繋がった。		
	ごみ減量調査票・報告書	令和6年度 39件	令和5年度 49件
資源回収補助事業 (ごみゼロ課)	資源回収事業を行う団体に対し、補助金を交付することにより、団体による資源回収事業の充実及び拡大を図るとともに、ごみの減量及び再資源化に資することができた。また、住民同士が資源回収に取り組むことにより、ごみ減量の意識を育み、地域内のコミュニケーションに寄与した。		
	令和6年度	令和5年度	
	・交付団体数 106団体 ・回収量 2,650,969kg ・補助金交付額 13,254,845円	・団体数 109団体 ・回収数 2,914,670kg ・補助金交付額 14,573,350円	

基本方針 2 環境にやさしいまち

2-1.脱炭素社会

《第3次環境基本計画における指標と目標値》

指標	基準値 (平成 25 年度(2013 年度))	目標値	
		(令和 7 年度(2025 年度))	(令和 12 年度(2030 年度))
市域から排出される温室効果ガス排出量 [※] (CO ₂ 換算)	917 千 t-CO ₂	780 千 t-CO ₂ (基準年比▲15%)	643 千 t-CO ₂ (基準年比▲30%)
市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量(CO ₂ 換算)	38,221t-CO ₂	32,488t-CO ₂ (基準年比▲15%)	24,844t-CO ₂ (基準年比▲35%)
公共施設における再生可能エネルギー電力の導入による温室効果ガス排出削減量	— ※基準年度における電力使用による温室効果ガス排出量 13,693t-CO ₂	▲2,739 t-CO ₂ (基準年比▲20%)	▲6,847t-CO ₂ (基準年比▲50%)

※基準年度排出量の改定に伴う目標値の修正

市域から排出される温室効果ガス排出量（区域施策編）の算定は、千葉県や国のデータを按分して推計している。（按分法）参考データのうち、資源エネルギー庁による「都道府県別エネルギー消費統計」が、作成方法の一部改定により 1990 年度まで改定値に更新された。（令和 6 年 12 月 27 日）

これに伴い、本市における温室効果ガス排出量を再度算定し、以下のとおり基準値の改定を行うとともに、目標値を修正した。

		改定前	改定・修正後
基準値 (平成 25 年度排出量)		1,006 千 t-CO ₂	917 千 t-CO ₂
目標値	令和 7 年度 (基準年度比 15%減)	855 千 t-CO ₂	780 千 t-CO ₂
	令和 12 年度 (基準年度比 30%減)	705 千 t-CO ₂	643 千 t-CO ₂

《計画事業の評価》

事業・取り組み名	事業結果			事業評価
	令和6年度	令和5年度	実施状況	
地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)の進捗管理 (環境保全課)	【温室効果ガス排出量】			C
	40,427t-CO ₂ 基準年度比 5.8増	40,090t-CO ₂ 基準年度比 4.9%減	令和6年度は基準年度比 5.8%増、前年度比 0.8%増となった。内訳としては、一般事務系はゼロカーボンエネルギーの導入により基準年度比 28.9%減、前年度比 19.3%減であったが、一般廃棄物焼却による排出量が前年度比 48.2%、前年度比 17.6%の増加となった。一般廃棄物焼却については、前年度から焼却量も増えたうえに、廃プラスチック率も増加したことで、排出量の増加につながっている。	
地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)の進捗管理 (環境保全課)	【温室効果ガス排出量】			A
	(R5年度※暫定) 777千t-CO ₂ 基準年度比 15.3%減	(R4年度) 824千t-CO ₂ 基準年度比 10.2%減	令和5年度は基準年度比 15.3%減であったが、前年度比は 5.7%減であった。計画の中間目標値(基準年度比 15%減)は、家庭部門や運輸部門の減少により達成したが、業務部門はコロナ禍で減少したものの、近年は増加傾向にある。	
ゼロカーボンシティ推進事業 (ゼロカーボンエネルギーの 導入推進) (環境保全課)	【導入によるCO ₂ 削減量】			A
	3,217t-CO ₂ 基準年度比 8.4%減	1,017t-CO ₂ 基準年度比 1.7%減	令和6年10月より一部公共施設等38施設(高圧電力施設及び環境部所管施設)にゼロカーボンエネルギーを導入した。また、令和7年1月からは市立中学校8校にグリーンセンターの余剰電力を活用してゼロカーボン電力の供給を開始し、電力の地産地消を行った。これらの取り組みにより、基準年度比で 8.4%のCO ₂ 排出量の削減効果があった。	
ゼロカーボンシティ推進事業 (カーボン・オフセット) (環境保全課)	【CO ₂ 吸収量】			A
	35.0t-CO ₂	27.2t-CO ₂	山武市の森林整備の一部の費用を負担することで得られた二酸化炭素吸収量を千葉県認証により取得した。	
公共施設の省エネルギー化 推進事業(学校のLED 化)(教育施設課)	【LED化の達成状況】			A
	小学校 15/17校 中学校 9/9校	小学校 13/17校 中学校 9/9校	令和6年度は、見明川小学校、日の出南小学校のLED照明設置工事を実施した。	
浦安市住宅用設備等 脱炭素化促進事業補助金 (環境保全課)	【補助金交付件数・額】			B
	83件 6,375,000円	81件 6,378,000円	補助金の交付により環境に配慮した設備等の導入が促進された。 (補助対象設備内訳) 家庭用燃料電池システム(エネファーム): 8件、リチウムイオン蓄電システム: 9件、断熱窓: 62件、電気自動車: 2件、V2H充放電設備: 2件	

(1) 脱炭素社会の実現に向けた取り組みの推進

国内外において温室効果ガスの大幅な削減が求められるなか、令和2年（2020年）7月に「ゼロカーボンシティ」を表明しました。

この実現に向けて、市の事務事業における省エネルギー行動の推進や再生可能エネルギーの活用を継続・強化するとともに、市域外との広域的な連携による取り組みを推進していきます。また、市民・事業者に対しても、各種制度を活用した温室効果ガスの削減に向けた取り組みの強化を促していきます。

さらに、今後開発される新技術や次世代エネルギーの動向を注視し、より効率的な脱炭素化に向けた取り組みや手段についても検討・導入を図っていきます。

《主な事業内容と令和6年度の取組結果》

主な事業内容		
①地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づく、市の事務事業における省エネルギー行動を推進します。		
令和6年度の取組結果		
【再掲】ゼロカーボンシティ推進事業（環境保全課）		
【再掲】地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の進捗管理（環境保全課）		
環境配慮製品購入推進事業 （環境保全課、財産管理課、教育総務課）	市内小中学校（26校）の消耗品・備品購入にあたり、「グリーン購入の調達者の手引き」に基づき、エコマーク商品やグリーン購入法適合商品を選定し、購入した。	
	令和6年度	令和5年度
	庁用事務用品購入数 11品 （※グリーン法適合かつエコマークの商品が8品） ・グリーン法適合 10品 ・エコマーク商品 9品 小中学校のカーテン、トイレトーパー、冷凍冷蔵庫等について、環境配慮製品を購入。	庁用事務用品購入数 14品 ・グリーン法適合8品 ・エコマーク商品8品

主な事業内容		
②地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の進捗管理により、市域における脱炭素化を促進します。		
令和6年度の取組結果		
【再掲】地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の進捗管理（環境保全課）		

主な事業内容		
③公共施設における再生可能エネルギー電力の導入を推進します。		
令和6年度の取組結果		
【再掲】ゼロカーボンシティ推進事業（ゼロカーボンエネルギーの導入推進）（環境保全課）		

主な事業内容	
④ 公共施設における、高効率・省エネルギー設備や再生可能エネルギー発電設備の導入・更新を図ります。	
令和 6 年度の取組結果	
【再掲】 公共施設の省エネルギー化推進事業（営繕課、教育施設課、各施設担当課）	
街灯 LED 化事業 （道路政策管理課）	街路灯の省エネを推進するため、平成 27 年度に約 8,000 基、令和 3 年度に約 3,000 基、合計約 11,000 基の照明を LED に切替えた。

主な事業内容	
⑤ 他の自治体との連携による森林整備など、市内で排出される温室効果ガスと埋め合わせる（カーボン・オフセット）施策を進めます。	
令和 6 年度の取組結果	
【再掲】 ゼロカーボンシティ推進事業（カーボン・オフセット）（環境保全課）	

主な事業内容		
⑥ 公用車における次世代自動車の導入を図るとともに、市民・事業者に対する普及・促進を行います。		
令和 6 年度の取組結果		
環境に配慮した公用車の導入推進 （財産管理課、環境保全課）	環境・防災部門において、車両更新時等に取り組みを徐々に進めている。なお、財産管理課（集中管理）では令和 6 年度の車両・設備更新はなかった。	
		令和 5 年度
	次世代公用車の台数	令和 6 年度
	・電気自動車: 2 台(充電設備 2 台) ・プラグインハイブリッド自動車: 3 台(充電設備 2 台) ・ハイブリッド自動車: 10 台	・電気自動車: 2 台(充電設備 2 台) ・プラグインハイブリッド自動車: 3 台(充電設備 2 台) ・ハイブリッド自動車: 11 台

主な事業内容		
⑦ ごみ焼却による廃熱を、空調や給湯、発電などによって有効利用する取り組みを推進します。		
令和 6 年度の取組結果		
ごみ焼却施設余熱利用促進事業 （クリーンセンター）	ごみ焼却時の廃熱により発生した蒸気を、施設や斎場・ワークステーションの空調等に利用するとともに、蒸気により発電した余剰電力を市内中学校へ供給した。	
		令和 5 年度
	発電量	令和 6 年度
	21,211,245kWh	7,692,540kWh

主な事業内容	
⑧住宅における省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備などの設置に対する支援や、環境に配慮した住宅の建設および改修に関する情報提供を行います。	
令和6年度の実績結果	
【再掲】浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金（環境保全課）	

主な事業内容				
⑨市民の徒歩・自転車・公共交通機関への利用の転換を図るため、歩行環境や自転車利用環境を充実させるとともに、公共交通機関の利用を促進します。				
令和6年度の実績結果				
バス交通利用促進事業 (都市計画課)	<p>【車両改善事業】 誰もが乗り降りしやすい、ノンステップバスの導入を支援することができた。</p> <p>【停留所整備事業】 乗降場所の段差を解消したことにより、車イスの方がより乗降しやすくなった。また、停留所をカーブ道路上から直線道路上に移動させたことにより、事故の誘発を防ぐことができた。</p>			
	<table border="1"> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> <tr> <td> <p>【車両改善事業】ノンステップバス導入台数: 4台</p> <p>【停留所整備事業】箇所数: 2箇所</p> </td> <td> <p>・停留所整備</p> <p>停留所工事: バス停3箇所</p> <p>新浦安駅整列ライン施工: 乗り場3箇所</p> </td> </tr> </table>	令和6年度	令和5年度	<p>【車両改善事業】ノンステップバス導入台数: 4台</p> <p>【停留所整備事業】箇所数: 2箇所</p>
令和6年度	令和5年度			
<p>【車両改善事業】ノンステップバス導入台数: 4台</p> <p>【停留所整備事業】箇所数: 2箇所</p>	<p>・停留所整備</p> <p>停留所工事: バス停3箇所</p> <p>新浦安駅整列ライン施工: 乗り場3箇所</p>			
コミュニティバス事業 (都市計画課)	<p>継続してコミュニティバスを運行した。なお、バス乗務員不足の状況を受け、令和5年度末に減便を行ったが、浦安市バス乗務員確保支援補助金による支援等、バス乗務員の確保に取り組んだ結果、令和6年10月12日から一部増便を行うことができた。</p>			
	<table border="1"> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> <tr> <td> <p>有料利用者数 1,235,895人</p> <p>・医療センター線 410,060人</p> <p>・舞浜線 463,882人</p> <p>・じゅんかい線 361,953人</p> <p>(高齢者等福祉乗車券利用者 195,973人)</p> </td> <td> <p>有料利用者数 1,895,312人</p> <p>・医療センター線 600,658人</p> <p>・舞浜線 709,952人</p> <p>・じゅんかい線 584,702人</p> <p>(高齢者等福祉乗車券利用者 247,425人)</p> </td> </tr> </table>	令和6年度	令和5年度	<p>有料利用者数 1,235,895人</p> <p>・医療センター線 410,060人</p> <p>・舞浜線 463,882人</p> <p>・じゅんかい線 361,953人</p> <p>(高齢者等福祉乗車券利用者 195,973人)</p>
令和6年度	令和5年度			
<p>有料利用者数 1,235,895人</p> <p>・医療センター線 410,060人</p> <p>・舞浜線 463,882人</p> <p>・じゅんかい線 361,953人</p> <p>(高齢者等福祉乗車券利用者 195,973人)</p>	<p>有料利用者数 1,895,312人</p> <p>・医療センター線 600,658人</p> <p>・舞浜線 709,952人</p> <p>・じゅんかい線 584,702人</p> <p>(高齢者等福祉乗車券利用者 247,425人)</p>			
市内バス路線網の強化・充実 (都市計画課)	市民生活を支える重要な交通機関である路線バスを維持するため、引き続き「浦安市バス乗務員確保支援補助金」を交付した。			
JR京葉線・東京臨海高速鉄道りんかい線相互直通運転促進事業 (都市計画課)	引き続き、千葉県JR線複線化等促進期成同盟にて、JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転及び新浦安駅と舞浜駅へのホームドア設置に関する要望を行った。			

主な事業内容						
⑩運転しやすい道路環境の維持や交通渋滞を抑制するため、適宜道路の維持・補修を行います。						
令和6年度の実績結果						
道路修繕事業 (道路整備課)	舗装定期点検結果に基づき、構造的・機能的な健全性の回復を目的とした修繕工事を実施した。その結果、クラックやわだちを解消して平坦性を回復し、交通の安全を確保した。					
	<table border="1"> <tr> <th>工事面積</th> <th>令和6年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> <tr> <td></td> <td>13,870㎡</td> <td>28,719㎡</td> </tr> </table>	工事面積	令和6年度	令和5年度		13,870㎡
工事面積	令和6年度	令和5年度				
	13,870㎡	28,719㎡				

主な事業内容					
⑪ 環境に配慮した行動を推進する事業者に対して支援を行います。					
令和6年度の取組結果					
中小企業資金融資 制度事業 (商工観光課)	利子補給により融資に係る利子負担を軽減することで、市内事業者の設備導入・更新を支援し、環境負荷の低減や企業の省エネルギー行動の推進につながった。一方、平成30年度から開始した社会貢献推進資金（公害防止分）の利用がない点は課題である。				
	利子補給実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・設備資金 133件、4,728,447円 ・社会貢献推進資金（公害防止分）0件</td> <td>・設備資金 126件、3,681,060円 ・社会貢献推進資金（公害防止分）0件</td> </tr> </tbody> </table>	令和6年度	令和5年度	・設備資金 133件、4,728,447円 ・社会貢献推進資金（公害防止分）0件
令和6年度	令和5年度				
・設備資金 133件、4,728,447円 ・社会貢献推進資金（公害防止分）0件	・設備資金 126件、3,681,060円 ・社会貢献推進資金（公害防止分）0件				

主な事業内容					
⑫ 建築物の省エネルギーまたは低炭素化を図るために設けられた各種法律に基づき、建築物の省エネルギー基準適合性判定や届出の受理、認定などを行います。					
令和6年度の取組結果					
長期優良住宅建築物 等計画認定事業 (建築指導課)	住生活の向上及び環境負荷の低減を図るため、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、申請された建築物の長期優良住宅建設等計画を審査し、認定を行った。令和5年度の認定件数68件と比較し、認定件数が10件増加した。				
	認定件数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>78件</td> <td>68件</td> </tr> </tbody> </table>	令和6年度	令和5年度	78件
令和6年度	令和5年度				
78件	68件				
低炭素建築物新築等 計画の認定等 (建築指導課)	建築物の低炭素化を図るため、「都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）」に基づき、申請された建築物の低炭素建築物新築等計画を審査し、認定を行った。令和5年度の認定件数15件と比較し、認定件数が1件増加した。				
	認定件数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16件</td> <td>15件</td> </tr> </tbody> </table>	令和6年度	令和5年度	16件
令和6年度	令和5年度				
16件	15件				
建築物省エネ法適合 判定・届出 (建築指導課)	建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」に基づき、対象となる一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務の判定や届出の受付等を行った。令和5年度の適合判定件数2件、届出受理件数32件と比較し、適合判定件数が2件減少し、届出受理件数が4件減少した。				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・適合判定件数 0件 ・届出受理件数 28件</td> <td>・適合判定件数 2件 ・届出受理件数 32件</td> </tr> </tbody> </table>	令和6年度	令和5年度	・適合判定件数 0件 ・届出受理件数 28件	・適合判定件数 2件 ・届出受理件数 32件
令和6年度	令和5年度				
・適合判定件数 0件 ・届出受理件数 28件	・適合判定件数 2件 ・届出受理件数 32件				

主な事業内容	
⑬ 水素エネルギーなど、次世代エネルギーに関する情報収集や導入に向けた検討を行います。	
令和6年度の取組結果	
水素活用に向けた 情報収集 (環境保全課)	千葉県をはじめ、千葉県水素エネルギー関連産業振興プラットフォーム会議に参加したほか、水素活用に関する最新状況について情報収集を行った。

(2) 気候変動に適応したまちづくりの推進

近年顕著となりつつある地球温暖化の進行に伴い、各地において気候変動の原因とされる災害や健康被害が発生しています。本市においても、従来では想定していなかったような異常気象や災害、健康被害により、市民生活や事業活動に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

今後ますます深刻化することが予想される気候変動に対して、情報を収集してその動向を注視していくとともに、災害や健康被害などに備えたまちづくりを推進します。

《主な事業内容と令和6年度の実績結果》

主な事業内容	
① 熱中症に関する市民への情報提供や公共施設を中心とした熱中症予防対策を推進します。	
令和6年度の実績結果	
熱中症予防の啓発 (環境保全課・健康増進課)	気候変動適応法の一部改正に伴い、熱中症予防対策について、広報うらやす、市公式ホームページで周知・啓発を行った。また、庁舎1階及び関係各課窓口にのぼり旗及び啓発物品の設置を行った。

主な事業内容	
② 地球温暖化に伴い感染リスクの増加が懸念されるデング熱など、動物媒介性の感染症予防の啓発を行います。	
令和6年度の実績結果	
動物媒介性の感染症予防の啓発 (環境保全課・健康増進課)	蚊媒介感染症やダニ媒介感染症について、市公式ホームページで注意喚起や予防策の啓発を行った。

主な事業内容						
③ 公共施設の緑化や宅地整備時や商業地開発時における緑化を推進します。						
令和6年度の実績結果						
公共施設等緑化推進事業 (みどり公園課)	宅地開発事業における特殊緑化の件数は少ないが、地上緑化における必要緑地面積が満たされている案件と同様に良好な樹木の育成につながった。					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>宅地開発事業等における特殊緑地申出件数</th> <th>令和6年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>5件</td> <td>2件</td> </tr> </tbody> </table>	宅地開発事業等における特殊緑地申出件数	令和6年度	令和5年度		5件
宅地開発事業等における特殊緑地申出件数	令和6年度	令和5年度				
	5件	2件				
宅地整備時や商業地開発時の緑化推進事業 (みどり公園課)	完了検査時に確認した植栽について、生垣の本数不足や樹木の越境・生育不足等があれば指摘をし、再検査や是正報告書の提出を求めた。					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 新規 56件 完了検査 42件 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 新規 47件 完了検査 45件 </td> </tr> </tbody> </table>	令和6年度	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> 新規 56件 完了検査 42件 	<ul style="list-style-type: none"> 新規 47件 完了検査 45件 	
令和6年度	令和5年度					
<ul style="list-style-type: none"> 新規 56件 完了検査 42件 	<ul style="list-style-type: none"> 新規 47件 完了検査 45件 					

主な事業内容		
④集中豪雨や台風などによる道路冠水対策や災害対策拠点の機能強化、地域防災力の充実などにより、災害に強いまちづくりを進めます。		
令和6年度の実績結果		
地域主体の防災対策の充実 (危機管理課)	市民の防災意識の高揚と市民生活の安全確保を図るため、自治会自主防災組織が実施する訓練や防災資器材の購入に対する補助金の交付を55団体に実施し、地域防災力の向上を図ることができた。	
	令和6年度	令和5年度
	・事業費補助金 55団体 ・器材等購入補助金 55団体	事業費補助金 56団体 器材等購入補助金 56団体
集中豪雨対策(水防対策) (危機管理課)	激甚化する水害に対して、市民が必要な準備と安全かつ的確な避難経路を考える等の対応が取れるよう啓発を促すためにハザードマップの配布を行った。 令和5年度より、500部減少し、9,000部印刷し、配布を行った。	
	ハザードマップ 発行部数	令和6年度 9,000部
災害対策拠点・避難場所などの機能強化 (危機管理課)	避難所や待避所については広報うらやすで周知を行った。また、備蓄品については、避難所における感染症対策のため、パーテーション52張等、過密状態の防止や環境衛生の確保のため必要となる防災備蓄品を購入した。各防災備蓄倉庫に、分散備蓄することで災害時における被災者への迅速な供給体制の強化を図ることができた。	
	パーテーションの購入	令和6年度 52張
舞浜地区雨水貯留管整備事業 (道路整備課)	国(首都国道事務所)が工事主体となっており、浦安市は負担割合に応じた負担金を国へ支払っている。 令和6年度は、シールドマシンの掘進が開始され、令和6年11月に完了した。	

主な事業内容		
⑤千葉県による、河川護岸の耐震補強や高潮などによる水害の防止対策、親水性豊かな水辺空間の創出を目的とした事業を促進します。		
令和6年度の実績結果		
雨水対策事業 (道路整備課)	雨水管理総合計画に基づく、富岡地区における雨水貯留管整備に向けた基本設計に着手した。	
主な事業内容		
⑥気候変動に関する情報収集を行うとともに、必要に応じて情報の周知を行います。		
令和6年度の実績結果		
気候変動に関する情報収集 (環境保全課)	環境省等から気候変動によってもたらされる災害や健康被害などについて、情報収集を行った。	

基本方針 2

環境にやさしいまち

2-2.循環型社会

《第3次環境基本計画における指標と目標値》

指標	基準値 (平成28年度(2016年度))	目標値	
		(令和7年度(2025年度))	(令和12年度(2030年度))
家庭系ごみの排出量原単位(資源物などの資源を除く)	485g/人・日	414g/人・日 (基準年比▲14.6%)	410g/人・日以下 (基準年比▲15.4%以下)
事業系ごみ総排出量	24,372 t	22,394 t (基準年比▲9.2%)	21,938 t 以下 (基準年比▲10%以下)
再資源化率	18.5%	22.0%以上	23.0%以上

《計画事業の評価》

事業・取り組み名	事業結果			事業評価
	令和6年度	令和5年度	実施状況	
資源物収集運搬事業 (びん・缶・ペットボトル) (ごみゼロ課)	【収集量】		廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般家庭から排出される資源物のリサイクルを目的に、びん・缶・ペットボトルを収集し、再資源化を図った。	A
	びん 1,364t 缶 429t ペットボトル 655t	びん 1,434t 缶 442t ペットボトル 650t		
プラスチック製廃棄物削減の推進(ごみゼロ課)	プラスチックの分別収集については、検証調査により有効としており、実施した場合の条件や経費などを踏まえて、一定の方向性を決め、引き続き検討を行っていく。			A
有価物回収事業 (クリーンセンター)	【資源化量】		年度当初は不燃・粗大ごみ処理施設の火災の影響から作業員の手選別で雑鉄のみを回収していたが、10月からはクリーンセンター不燃・粗大処理施設内で燃やせないごみと粗大ごみの破碎・選別処理を行い、鉄類・アルミ類を回収した。	A
	鉄 585,960kg アルミ 8,440kg	鉄 281,850kg アルミ 0kg		
食品ロス削減の推進 (ごみゼロ課)	【フードドライブ実施回数】		市役所、各駅前行政サービスセンターを受付場所として、市民および職員を対象としたフードドライブを実施し、関係機関を通じて福祉団体や子ども食堂へ提供することにより、食品ロスの削減を図った。	A
	4回 回収数:972点 合計重量:557kg	3回 回収数:1,016点 合計重量:298.05kg		
ごみ処理施設延命化整備事業 (クリーンセンター)	【工事進捗率】		老朽化したクリーンセンター各施設の延命化を図るため、焼却施設は主に3炉ある焼却炉のうち、2炉の整備や燃焼ガス冷却設備・排ガス処理設備等の改修・更新を行い、不燃・粗大ごみ処理施設では、主に各種コンベヤ類や選別機の更新を行った。	A
	83.8%	48.8%		
し尿処理事業のあり方検討 (クリーンセンター)	R5年度に検討事業完了 し尿処理の継続性の観点から現施設の稼働終了に併せ、施設を整備する方針とした。			A

(1) ごみの減量と再資源化の推進

本市がこれまで継続的に取り組んできた「ビーンズ計画」により、家庭系ごみは減少傾向がみられるなど、市内のごみの減量や再資源化は一定の成果が得られています。しかし、脱炭素化に向けた温室効果ガス排出量の削減やごみの最終処分場を市外に依存している本市にとっては、さらなるごみの減量、再資源化は欠かすことのできない取り組みです。

そのため、ごみの発生・排出抑制（リフューズ、リデュース）、資源の再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の4Rを市民・事業者との協力により、さらなるごみの減量・再資源化を進めます。

特に、プラスチックごみについては、焼却による温室効果ガスの排出やマイクロプラスチックによる海洋汚染につながることから、さらなる減量と再資源化について検討・実施していきます。

《主な事業内容と令和6年度の実績結果》

主な事業内容	
①紙類・びん・缶・ペットボトルなどの資源ごみの分別排出を徹底し、ごみの減量・再資源化を図ります。	
令和6年度の実績結果	
【再掲】資源物収集運搬事業（びん・缶・ペットボトル）（ごみゼロ課）	
紙製容器包装の分別収集の調査・研究（ごみゼロ課）	自主的な減量・再資源化、分別の徹底に繋がった。なお、紙類収集日に雑誌と混ぜて束ねて収集を行っている。

主な事業内容		
②小型家電を回収し、小型家電に含まれている希少金属のリサイクルを行います。		
令和6年度の実績結果		
小型家電リサイクル事業（ごみゼロ課）	使用済み小型家電を回収することにより、ごみの減量に繋がるだけでなく、小型家電に含まれるレアメタルなどの金属の再資源化を図ることができ、循環型社会の形成に寄与した。併せて、福祉事業者への委託により障がい者の雇用促進に寄与した。	
	令和6年度	令和5年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・回収重量 15,912 kg ・売却金額 697,431 円 	<ul style="list-style-type: none"> ・重量 13,684 kg ・売却金額 890,615 円

主な事業内容	
③家庭ごみの有料化や生ごみの再資源化など、廃棄物の削減に向けた取り組みを検討します。	
令和6年度の取組結果	
家庭ごみの有料化の検討 (ごみゼロ課)	引き続き、検討を行う。 なお、令和4年度に一般廃棄物処理基本計画の改訂を行う中で、家庭ごみの有料化について検討した。
生ごみの再資源化に関する検討 (ごみゼロ課)	引き続き、検討を行う。 なお、令和4年度に一般廃棄物処理基本計画の改訂を行う中で、再資源化技術の動向や近隣市の状況について調査・研究を行った。

主な事業内容	
④プラスチックごみの減量に向けての方策を検討・実施します。	
令和6年度の取組結果	
【再掲】プラスチック製廃棄物削減の推進 (ごみゼロ課)	

主な事業内容	
⑤燃やせないごみと粗大ごみの中から、鉄とアルミを回収し、再資源化を図ります。	
令和6年度の取組結果	
【再掲】有価物回収事業 (クリーンセンター)	

主な事業内容					
⑥事業者や家庭で余っている食品の施設への配付や学校給食の残さをリサイクル処理するなど、食品ロスの削減を推進します。					
令和6年度の取組結果					
【再掲】食品ロス削減の推進 (ごみゼロ課)					
給食残さリサイクル事業 (千鳥学校給食センター)	メタン発酵処理等を行い、給食残さのリサイクルを行った。				
	リサイクル率	<table border="1"> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> <tr> <td>83.7%</td> <td>83.8%</td> </tr> </table>	令和6年度	令和5年度	83.7%
令和6年度	令和5年度				
83.7%	83.8%				

主な事業内容					
⑦街路樹や公園などで発生した剪定枝・枯枝葉などを土壌改良材に再利用し、緑のリサイクルを図ります。					
令和6年度の取組結果					
緑のリサイクル事業 (みどり公園課)	市内公園、街路、緑道で発生した剪定枝・枯枝葉等を破碎・チップ化し、ごみの減量・焼却コスト削減・緑のリサイクルを図った。				
	リサイクル数量	<table border="1"> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> <tr> <td>1,382.1 m³ (発生材数量 2,287.3 m³)</td> <td>1,457.2 m³ (発生材数量 2,483 m³)</td> </tr> </table>	令和6年度	令和5年度	1,382.1 m ³ (発生材数量 2,287.3 m ³)
令和6年度	令和5年度				
1,382.1 m ³ (発生材数量 2,287.3 m ³)	1,457.2 m ³ (発生材数量 2,483 m ³)				

主な事業内容		
⑧市の業務において不要になったものをリサイクル品として有効活用します。		
令和6年度の実績結果		
リサイクル本配布事業 (中央図書館)	市民まつり、中央図書館でのミニリサイクル、ビーンズプラザにおいてリサイクル本の配布を行った。	
	配付冊数	令和6年度 7,054点

(2) 廃棄物の適正な収集と処理

ごみの減量・再資源化だけでなく、廃棄物の収集・処理を適正かつ効率的に行うことで、環境への負荷を減らすことにつながります。

そのため、事業者に対して適正な廃棄物処理を行うよう啓発、指導をしています。

また、クリーンセンターにおいては、施設の改修により安定的かつ継続的な廃棄物の適正処理に取り組むとともに、し尿処理施設のあり方や廃棄物の有効な活用について検討します。

《主な事業内容と令和6年度の取組結果》

主な事業内容		
① 多量に廃棄物を排出する事業者を指定し、廃棄物管理責任者の選任および事業系一般廃棄物減量計画書の提出を義務づけ、必要に応じて現場実態調査を行います。		
令和6年度の取組結果		
多量排出事業者の 廃棄物削減の促進 (ごみゼロ課)	多量排出事業者に対し、現地の立ち入り調査を実施し、ごみ処理状況について確認、改善指導を行うことにより、適正なごみの減量・再資源化に繋がった。	
	指定事業者数	令和6年度 73 事業者
		令和5年度 69 事業者

主な事業内容		
② 食品関連事業者に対し、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物の堆肥化、飼料化を促進します。		
令和6年度の取組結果		
食品廃棄物飼料化 推進事業 (ごみゼロ課)	食品を扱う多量排出事業者に対し、現地の立ち入り調査実施時に、食品廃棄物の堆肥化、飼料化について促した。	

主な事業内容		
③ 事業ごみ処理手数料の見直しの検討など、事業者の自己処理責任に基づくごみの減量・リサイクルを促進します。		
令和6年度の取組結果		
有料事業系指定ごみ 袋制度推進事業 (ごみゼロ課)	有料事業系指定ごみ袋を使用することで、事業所に対してごみの適正な排出を図った。なお、ごみの1日平均排出量が45L1袋以下の事業所について、市に届け出ることにより有料事業系指定ごみ袋を使用し排出できることとしている。	
	少量一般廃棄物 排出届出事業所	令和6年度 1,242 件
		令和5年度 1,325 件
事業ごみ減量等促進 事業 (ごみゼロ課)	ごみゼロ課が把握するクリーンセンターへ直接搬入をしている事業者・少量排出事業者・自己処理業者(産廃契約)の市内1,670事業者と、許可業者と契約している約1,320事業者には、事業系ごみのガイドラインに沿って自己処理責任に基づくごみの減量・リサイクルに努めてもらった。	

主な事業内容	
④ 廃棄物の処理および清掃に関する法律に基づき、施設から排出される有害物質について、測定・分析します。	
令和 6 年度の取組結果	
廃棄物処理施設測定 分析事業 (クリーンセンター)	関係法令等で規制されている物質については排出基準を遵守していることが分かり、環境への負荷の少ない循環型社会の実現に寄与できた。水銀及びダイオキシン類は年 2 回、ばいじん等有害物質は年 6 回の測定・分析を行った。

主な事業内容	
⑤ 安定的かつ継続的にごみの適正処理が行えるよう、クリーンセンターの延命化に取り組みます。	
令和 6 年度の取組結果	
【再掲】 ごみ処理施設延命化整備事業 (クリーンセンター)	

主な事業内容						
⑥ 焼却灰を適正に最終処分することに加えて、最終処分量を削減していくため、新たな再資源化技術の導入について調査・研究を進めます。						
令和 6 年度の取組結果						
焼却灰の再資源化 技術の導入 (クリーンセンター)	焼却灰の溶融・焼成処理による再資源化を行い、最終処分場の負担軽減に貢献した。					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和 6 年度</th> <th>令和 5 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>焼却灰処分量</td> <td>最終処分 2,980t 資源化 1,905t</td> <td>最終処分 3,098t 資源化 1,596t</td> </tr> </tbody> </table>		令和 6 年度	令和 5 年度	焼却灰処分量	最終処分 2,980t 資源化 1,905t
	令和 6 年度	令和 5 年度				
焼却灰処分量	最終処分 2,980t 資源化 1,905t	最終処分 3,098t 資源化 1,596t				

主な事業内容	
⑦ し尿処理施設について、環境に配慮しながら改修や新設に向けた検討を行います。	
令和 6 年度の取組結果	
【再掲】 し尿処理事業のあり方検討 (クリーンセンター)	

主な事業内容	
⑧ 公共事業から発生する建設廃棄物の再利用、新築などの工事におけるリサイクル資材の導入を促進します。	
令和 6 年度の取組結果	
建設廃棄物再利用 推進事業 (営繕課、各工事担当課)	設計図書に特記事項として積極的な建設廃材の再利用、再生資源の利用を明記している。

主な事業内容					
<p>⑨「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、分別解体および再資源化などが義務付けられる建設工事の届出の受理を行います。</p>					
令和6年度の実績結果					
建設リサイクル法届出事業 (建築指導課)	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)に基づき、一定の規模以上の建設工事等について適切な分別解体や再資源化を行うよう届出を促した。また、特定建設資材の分別解体が適正に行われているかを確認するため、随時、パトロールを実施した。				
	届出受理件数 (通知含む)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>387件</td> <td>364件</td> </tr> </tbody> </table>	令和6年度	令和5年度	387件
令和6年度	令和5年度				
387件	364件				

3-1. 自然環境

《第3次環境基本計画における指標と目標値》

指標	基準値 (平成28年度(2016年度))	目標値	
		(令和7年度(2025年度))	(令和12年度(2030年度))
市民が親しめる水辺空間の整備の状況 (対象延長距離 9,955m)	29.7% (対象距離 2,959m)	51.6% (対象距離 5,133m)	67.6%以上 (対象距離 6,727m)
都市公園面積	1,157,000 m ²	1,180,000 m ²	1,181,000 m ²
「身近で親しみやすい豊かな水辺空間の創出」に対する市民の満足度	75.7%	80%	85%
「緑と暮らしが調和する生活空間の創出」に対する市民の満足度	78.2%	82%	85%

《計画事業の評価》

事業・取り組み名	事業結果	事業評価
	実施状況	
境川水辺空間整備事業 (道路整備課)	令和6年7月に国土交通省が所管する「かわまちづくり」支援制度に「境川かわまちづくり(第1期)計画」が登録された。また、この計画に関連して先行整備を行っていた境川排水機場内の園路整備が令和6年12月に完了し、市役所周辺エリアにおける河川周辺の回遊性が向上した。	A
日の出・明海地区全面海岸護岸開放事業 (道路整備課)	【令和5年度に事業完了】 市民が水際線をより身近に感じられるように、明海・日の出地区の護岸開放の区間を段階的に延長してきた。 シンボルロード突端部から三番瀬側までの延長864メートルの工事が完了し、令和5年4月1日から全面開放を行った。	-
千鳥地区前面海岸護岸開放事業 (道路整備課)	令和6年4月から一部開放を行った422.5メートルに引き続き277.5メートルの転落防止柵設置や通路の階段整備が完了し、整備予定範囲全体の開放を令和7年4月から行うことが千葉県との協議により決定した。	A

事業・取り組み名	事業結果			事業評価
	令和6年度	令和5年度	実施状況	
舞浜地区海岸整備事業 (みどり公園課)	【整備状況】			C
	舗装工、排水工、付帯工	排水工、電気工	舞浜海岸の護岸（3.4 km）について、県による護岸改修に合わせて隣接する緑地について散策やジョギングなどが楽しめる緑道を整備する。令和6年度は千葉県が主体となって、1ブロックの舗装工、排水工、付帯工を行ったが、当初の施工計画範囲より、施工範囲が縮小となった。	
明海・高洲地区公園エリア 整備検討事業 (みどり公園課)	【検討状況】			A
	検討業務一式	整備に関するアンケート、サウンディング調査実施	官民連携手法の導入に向け、民間事業者とのサウンディング調査を見据えた基礎調査として、公園エリアの利用者数の把握を目的とした人流調査等を実施した。	

(1) 身近で親しみやすい豊かな水辺空間の創出

水辺は、三方を海や川に囲まれた本市において、貴重な自然の一つです。

河川における水辺空間においては、千葉県と協力して、境川の修景整備や旧江戸川の整備・活用を進めます。

海における水辺空間においては、千葉県と協力して海岸の整備や海岸護岸の開放に取り組みます。また、全国的にも貴重な干潟である三番瀬は、国や県、関係自治体などと協力して保全していくとともに、令和元年（2019年）に開館した三番瀬環境観察館を拠点に市民が自然に親しめる場として活用します。

《主な事業内容と令和6年度の実績結果》

主な事業内容	
①三番瀬の豊かな自然に市民がより身近にふれることができる環境を整備します。	
三番瀬親水設備整備事業 (環境保全課)	令和4年度に整備が完了し、令和4年8月より共用開始している。
主な事業内容	
②景観、親水性、水質の向上や自然環境などに配慮しながら、境川における市民の憩いとなる水辺空間を整備します。	
令和6年度の実績結果	
【再掲】境川水辺空間整備事業（道路整備課）	
堀江ドックの再整備 (道路整備課、商工観光課)	堀江ドック再整備に向けた基本設計の検討と並行して、千葉県や関係機関との協議を進めた。
主な事業内容	
③市民が海に親しめる空間を確保するため、海岸護岸の開放や海岸の整備に取り組みます。	
令和6年度の実績結果	
【再掲】舞浜地区海岸整備事業（みどり公園課）	
【再掲】日の出・明海地区前面海岸護岸開放事業（道路整備課）	
主な事業内容	
④千葉県による、河川護岸の耐震補強や高潮などによる水害の防止対策、親水性豊かな水辺空間の創出を目的とした事業を促進します。【再掲】	
令和6年度の実績結果	
【再掲】旧江戸川下流部整備事業（道路整備課）	

(2) みどり豊かな生活空間の創出

都市化が進んだ本市において、みどりは大気の浄化や温室効果ガスの吸収、騒音、振動の緩和など、都市環境を改善する機能を担っています。さらに、都市景観の形成や生態系の保全など、環境を保全・創出していくうえで多様な役割を果たしています。

そのため、公園や緑地の整備・改修などにより本市のみどりを増やしていくとともに、水辺空間と一体となった水とみどりのネットワークを形成していくことで、豊かな生活空間を創出します。

《主な事業内容と令和6年度の実績結果》

主な事業内容	
① 公共施設などにおける敷地内や屋上などの緑化と、その適正な維持管理を推進します。	
令和6年度の実績結果	
【再掲】 公共施設等緑化推進事業 (みどり公園課)	

主な事業内容						
② 利用者や地域の特性に応じた公園や緑地の整備、改修を推進します。						
令和6年度の実績結果						
【再掲】 明海・高洲地区公園エリア整備検討事業 (みどり公園課)						
公園施設等改修整備事業 (みどり公園課)	市内公園 10 箇所において、11 遊具の更新を行った。 ※全体改修は無し					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>公園施設等改修数 (全体改修)</th> <th>令和6年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>10 件※個別補修のみ実施</td> <td>0 件※個別補修のみ実施</td> </tr> </tbody> </table>	公園施設等改修数 (全体改修)	令和6年度	令和5年度		10 件※個別補修のみ実施
公園施設等改修数 (全体改修)	令和6年度	令和5年度				
	10 件※個別補修のみ実施	0 件※個別補修のみ実施				

主な事業内容	
③ 海岸や公園緑地をつなぐ緑道の整備を行い、ジョギング、サイクリングコースとしての活用を図ります。	
令和6年度の実績結果	
【再掲】 舞浜地区海岸整備事業 (みどり公園課)	

主な事業内容					
④ 住宅地における生垣設置やみどりのカーテンの設置など、民有地における緑化を促します。					
令和6年度の実績結果					
【再掲】宅地整備時や商業地開発時の緑化推進事業（みどり公園課）					
生垣設置奨励事業 (みどり公園課)	民有地の緑化を推進するため、生垣設置（ブロック塀・既存生垣の撤去を含む）に係る費用の一部を助成している。生垣の設置や造り替えにより、市街地のみどり豊かで良好な環境整備が図られた。				
	助成件数（金額）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4件（229,000円） 延長 27.6m</td> <td>4件（203,000円） 延長 25.7m</td> </tr> </tbody> </table>	令和6年度	令和5年度	4件（229,000円） 延長 27.6m
令和6年度	令和5年度				
4件（229,000円） 延長 27.6m	4件（203,000円） 延長 25.7m				

主な事業内容					
⑤ 保全樹木の指定などにより、社寺境内地に残る大木、みどり豊かな住宅地や良好な緑地の保全を推進します。					
令和6年度の実績結果					
保存樹木指定事業 (みどり公園課)	緑を保全し緑化推進を図るため、個人・寺社仏閣・団体の所有する保存樹木に対して、助成金を交付し、緑の保全と緑化に対する意識の向上が図られた。				
	助成者数、本数 (金額)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28所有者、566本 (3,225,000円) ※3本の指定解除</td> <td>28所有者、569本 (3,240,000円) ※10本の指定解除</td> </tr> </tbody> </table>	令和6年度	令和5年度	28所有者、566本 (3,225,000円) ※3本の指定解除
令和6年度	令和5年度				
28所有者、566本 (3,225,000円) ※3本の指定解除	28所有者、569本 (3,240,000円) ※10本の指定解除				

主な事業内容					
⑥ 街路樹の補植や緑地・緑道の維持補修を行うとともに、各課間の管理区分にかかわらず道路周辺環境整備に取り組みます。					
令和6年度の実績結果					
市内街路樹等改修 補植事業 (みどり公園課)	街路樹等の枯れに伴う補植工事費や緑地緑道の維持補修工事等を行った。				
	工事件数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>52件</td> <td>9件</td> </tr> </tbody> </table>	令和6年度	令和5年度	52件
令和6年度	令和5年度				
52件	9件				

(3) 生物多様性の保全

市内の貴重な自然である三番瀬や人工的に整備された海岸や公園などの水辺やみどりは、市民の憩いの場であると同時に、生きものにとっても貴重な生息空間となっています。国内では、生物多様性の保全に向けた取り組みの重要性が高まっており、埋立による人工的な都市空間が広がる本市においても、生物多様性の保全に対する必要性は例外ではありません。特に、三番瀬は東京湾に残された貴重な干潟の一つであり、国や県、関係自治体と連携した保全対策が求められています。

そのため、市内における生物多様性の現状を把握するとともに、その保全に向けた対策や啓発活動を推進します。

《主な事業内容と令和6年度の実績》

主な事業内容	
① 市内における生きものの生息状況を把握するため、生きものの生息空間に関する調査を行います。	
令和6年度の実績	
生きものの生息空間の調査 (環境保全課)	市内に生息する生きものの実態調査は平成18年度以降実施していないが、今後、必要に応じて行う。なお、三番瀬環境観察館において、三番瀬周辺の生きものの生息状況を把握するための調査を毎月実施した。

主な事業内容	
② 市内に生息する生きものの実態調査の結果を踏まえ、生物多様性の啓発を行います。	
令和6年度の実績	
【再掲】三番瀬環境観察施設運営事業 (環境保全課)	
生物多様性の普及啓発 (環境保全課)	三番瀬環境観察館において、毎月実施している生物調査の内容を基に、環境学習講座の実施やパンフレット等による周知・啓発を行った。

主な事業内容									
③ 生物多様性の維持を図るため、特定外来生物などについての啓発を行い、必要に応じて駆除も行います。									
令和6年度の実績									
特定外来生物等防除事業 (環境衛生課)	糞尿等の生活被害のあった箇所に捕獲器の設置、捕獲を行い、個体数の抑制を図った。令和4年度以来となるアライグマを捕獲した。								
	捕獲件数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ハクビシン 8件</td> <td>・ハクビシン 2件</td> </tr> <tr> <td>・アライグマ 8件</td> <td>・アライグマ 0件</td> </tr> <tr> <td>・タヌキ 5件</td> <td>・タヌキ 6件</td> </tr> </tbody> </table>	令和6年度	令和5年度	・ハクビシン 8件	・ハクビシン 2件	・アライグマ 8件	・アライグマ 0件	・タヌキ 5件
令和6年度	令和5年度								
・ハクビシン 8件	・ハクビシン 2件								
・アライグマ 8件	・アライグマ 0件								
・タヌキ 5件	・タヌキ 6件								

3-2.生活環境

《第3次環境基本計画における指標と目標値》

指標	基準値 (平成28年度(2016年度))	目標値	
		(令和7年度(2025年度))	(令和12年度(2030年度))
大気汚染物質の環境教 基準項目達成率 (11→9項目※)	92%	100%	100%
河川 BOD 環境基準達 成率(6カ所)	100%	100%	100%
自動車騒音・道路交通 振動 要請限度達成率 (8カ所)	81%	100%	100%

《計画事業の評価》

事業・取り組み名	事業結果・実施状況	事業 評価
大気汚染物質及び有害大 気汚染物質常時監視業務 (環境保全課)	市内一般環境大気中の汚染状況を常時監視するとともに、千葉県からの発令情報に伴い、光化学スモッグ等の注意喚起を行った。(PM2.5 関連は発令なし) 測定結果：市内大気環境は安定している。	A
ダイオキシン類測定業務 (環境保全課)	市内1地点(郷土博物館屋上)にて年4回、一般環境大気中のダイオキシン類濃度の測定を行った。 測定結果：特段の異常なく安定している。	A
河川等水質測定事業 (環境保全課)	市内に流れる4河川について、定期的に水質調査及び分析を行った。 測定項目：水素イオン濃度、浮遊物質量、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、溶存酸素量、全窒素、全りん、大腸菌群数 測定結果：年度ごとに数値の増減はあるが、概ね環境目標の水準で推移している。	A
主要幹線道路騒音・振動 調査事業 (環境保全課)	市内主要幹線道路沿い8地点で調査を行った。 測定結果：騒音、振動ともに全地点で要請限度を超過しなかったが、一般国道357号西行き(富岡四丁目)及び市道幹線5号(弁天二丁目)で、夜間の騒音における環境基準値を超過した。	B

※二酸化硫黄(SO₂)及び一酸化炭素(CO)の2項目は測定を中止したため、二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)、光化学オキシダント(Ox)、微小粒子状物質(PM2.5)、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類の9項目が対象。

(1) 大気環境の確保

大気環境は、人々の生活の質や健康に影響を及ぼす要素の一つです。市内には交通量の多い幹線道路が通っており、自動車排出ガスによる影響を受けやすい状況にあります。また、排煙を多く排出する業種は少ないものの、市内には事業者が多く集積した地区も存在します。

そのため、大気環境の監視を継続的に実施し、測定結果を公表するとともに、必要に応じて事業者などに対して法令に基づく適切な指導を行います。

また、公用車における次世代自動車の導入や公共交通機関の充実を図ることで、自動車排出ガスの削減に取り組めます。

《主な事業内容と令和6年度の取組結果》

主な事業内容		
①事業者などに対し、関係法令の規制基準を遵守するよう周知するとともに、法令に基づいた適切な指導を行います		
令和6年度の取組結果		
環境保全条例に基づく規制(ばい煙特定施設に係る排出基準) (環境保全課)	ばい煙の排出を抑制するため、大気汚染防止法、環境保全条例に基づき、事業者に対して必要な手続きや排出基準などについて市公式ホームページにて周知した。	
	ばい煙特定施設設置に係る届出件数	令和6年度 0件
環境保全条例に基づく規制(燃焼行為規制) (環境保全課)	屋外における廃棄物などの燃焼行為においては、市民等からの通報に対して、現場を確認し、必要に応じて廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指導した。	
	野焼き苦情件数	令和6年度 2件
		令和5年度 0件

主な事業内容		
②一般環境大気中の汚染物質や有害大気汚染物質などの測定を行い、状況の把握に努めます。		
令和6年度の取組結果		
【再掲】大気汚染物質及び有害大気汚染物質常時監視業務 (環境保全課)		
【再掲】ダイオキシン類測定業務 (環境保全課)		
アスベスト測定業務 (環境保全課)	市内3地点(当代島公民館、日の出公民館、今川記念会館)にて年2回、一般環境大気中のアスベスト濃度の測定を行った。	
自動車排出ガス汚染常時測定事業(千葉県・環境保全課)	千葉県が設置する美浜自動車排出ガス測定局において、主に自動車から発せられる排出ガスを対象に大気汚染物質の常時監視測定を行った。	
簡易測定器の貸し出し(騒音・振動・放射線) (環境保全課)	騒音などによる生活環境への影響を把握するため、市民や市内事業者に対し、簡易測定器の貸し出しを行った。	
	騒音計貸出件数	令和6年度 2件
		令和5年度 4件

主な事業内容
③ 公用車における次世代自動車の導入を図るとともに、市民・事業者に対する普及・促進を行います。【再掲】
令和6年度の実績
【再掲】環境に配慮した公用車の導入推進（財産管理課・環境保全課）

主な事業内容
④ 自動車排出ガスの抑制のため、交通渋滞対策やバスなどの公共交通機関の利用を促進します。
令和6年度の実績
【再掲】バス交通利用促進事業（都市計画課）
【再掲】市内バス路線網の強化・充実（都市計画課）
【再掲】コミュニティバス事業（都市計画課）
【再掲】JR京葉線・東京臨海高速鉄道りんかい線相互直通運転促進事業（都市計画課）

(2) 水質の確保

河川などの水質は、人々の暮らしやすさ・過ごしやすさに影響を及ぼします。市内を流れる境川や旧江戸川などの河川や、それらが流れ込む海域においては、上流側からの影響を受けやすい傾向にあります。また、水質悪化の原因の一つに下水道に接続していない建物からの生活排水が挙げられます。

そのため、東京都や県と協力して市内各地の水質の監視を継続的に実施するとともに、下水道に接続していない建物の水洗化促進などによる汚濁防止対策を実施します。

《主な事業内容と令和6年度の実績結果》

主な事業内容	
① 市内河川の水質測定を行い、千葉県による旧江戸川と東京都の測定を含めて、状況の把握に努めます。	
令和6年度の実績結果	
【再掲】河川等水質測定事業（環境保全課）	

主な事業内容	
② 地下水汚染の防止のため、千葉県と協力して公共用水域および地下水の水質汚濁の状況を測定します。	
令和6年度の実績結果	
地下水汚染防止対策事業（千葉県・環境保全課）	千葉県が県内の全体的な地下水質を把握するため水質測定を行った。本市内でも1地点の測定を行ったが、環境基準の超過はなかった。

主な事業内容					
③ 浄化槽の適正な維持・管理のため、年1回以上清掃を行うよう指導します。					
令和6年度の実績結果					
浄化槽管理指導事業（ごみゼロ課）	浄化槽を使用している住宅で臭気・故障等がある個所にパトロールを行い、管理者に啓発することで浄化槽の適正な維持・管理に繋がった。				
	浄化槽の清掃通知	<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>194件</td> <td>194件</td> </tr> </tbody> </table>	令和6年度	令和5年度	194件
令和6年度	令和5年度				
194件	194件				

主な事業内容		
④河川や海の水質改善のため、公共下水道の整備・適正な管理を行います。		
令和6年度の実績結果		
公共下水道整備事業 (下水道課)	公共用水域の水質の保全と生活環境の改善などを図るため、下水道の未整備区域の面整備を推進する。	
	令和6年度	令和5年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道人口普及率 99.8% ・下水道整備率 93.4% ・水洗化率 98.2% 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道人口普及率 99.8% ・下水道整備率 93.4% ・水洗化率 98.1%
下水道普及促進事業 (下水道課)	水洗化普及員による未接続世帯への訪問のほか、市公式ホームページで水洗化促進の周知を行った。	
	令和6年度	令和5年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・延べ訪問件数 1,763 件 ・接続件数 28 件 	<ul style="list-style-type: none"> ・延べ訪問件数 1,832 件 ・接続件数 52 件
ストックマネジメント 推進事業 (下水道課)	市全域における下水道施設の延命化とライフサイクルコストの平準化を図るため、ストックマネジメント全体計画に基づき、人孔蓋交換工事を行った。	
	令和6年度	令和5年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・人孔蓋交換工事 100 基 	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細調査 7,231.3m ・人孔蓋交換工事 38 基
下水道総合地震対策 事業 (下水道課)	下水道総合地震対策計画[2期]及び[3期]に基づき、診断、実施設計及び工事を行った。	
	令和6年度	令和5年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・診断 3,559m ・実施設計 230.32m、107 基 ・工事 38 基 320.7m、38 基 	<ul style="list-style-type: none"> ・診断 2,410.8m ・実施設計 326.13m、31 基 ・工事 38 基

主な事業内容			
⑤特定施設を設置する工場・事業場から排水される下水の水質の監視をはじめ、事業者などに対する排水基準の遵守の徹底・指導を千葉県と協力して進めます。			
令和6年度の実績結果			
特定事業場水質監視 事業 (下水道課)	特定事業場の水質の検査を行い、水質基準値を満たさない事業場について、改善指導を行うことで公共用水域の水質の保全を図った。		
	届出特定事業場排水の測定箇所数	令和6年度	令和5年度
		50カ所	48カ所

(3) 安心して暮らせる生活環境の確保

市民が快適かつ安心して生活していくためには、騒音・振動、悪臭などの生活環境や生活衛生を良好に保つ必要があります。

生活環境に関する問題は、都市化の進展や人々の生活様式の変化を背景に多様化しており、時代の変化に応じた対策が必要になります。近年では、新型コロナウイルス感染症対策によるテレワークの拡大などにより、市民が在宅する機会が増加していることから、生活騒音対策に取り組みます。

また、生活衛生については、ごみのポイ捨てやペットの適正な飼育、人々に害を及ぼす可能性のある生きものや生物多様性を脅かす生きものへの対策などを行います。

《主な事業内容と令和6年度の取組結果》

主な事業内容			
①事業者などに対し、関係法令の規制基準を遵守するように周知するとともに、法令に基づいた適切な指導を行います。			
令和6年度の取組結果			
環境保全条例に基づく規制（拡声器・深夜営業等に係る騒音等への指導） （環境保全課）	事業者等に対し、必要に応じて、環境保全条例に基づき指導等を行った。		
	深夜営業及び拡声器の騒音に関する苦情件数	令和6年度 1件	令和5年度 6件
環境保全条例に基づく規制（地下水採取の規制） （環境保全課）	令和6年度は、揚水施設を保有する事業者への指導を行った事例はなかった。		
	揚水施設設置に係る届出件数	令和6年度 1件	令和5年度 0件
騒音規制法、振動規制法、環境保全条例に基づく規制 （環境保全課）	事業者に対し、特定建設作業を実施する場合や騒音等特定施設を設置する場合などにおける必要な手続きについて周知した。また、市民等からの通報に対し、現場を確認するとともに、必要に応じて事業者へ騒音規制法、振動規制法、環境保全条例に基づき指導を行った。		
	公害苦情件数	令和6年度 騒音 54件、振動 26件	令和5年度 騒音 16件、振動 9件

主な事業内容	
②市内主要幹線道路における騒音・振動について定期的に測定し、必要に応じて道路管理者に改善を要請します。	
令和6年度の取組結果	
【再掲】主要幹線道路騒音・振動調査事業（環境保全課）	

主な事業内容					
③ 羽田空港を離着陸し、本市近傍を飛行する航空機の騒音影響を監視し、必要に応じて関係自治体と連携し、国へ改善を要請します。					
令和6年度の実績結果					
航空機騒音常時監視業務 (環境保全課)	航空機騒音による市内の生活環境への影響を把握するため、浦安市総合公園内に設置している航空機騒音測定局で、常時監視を行った。				
羽田再拡張事業に関する県・市町村連絡協議会 (環境保全課)	羽田再拡張事業に関する県・市町村連絡協議会に出席し、千葉県や関係市町とともに、国土交通省に対して、県内の航空機騒音による影響の軽減について、継続して要望した。				
	連絡協議会出席回数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2回</td> <td>2回</td> </tr> </tbody> </table>	令和6年度	令和5年度	2回
令和6年度	令和5年度				
2回	2回				

主な事業内容					
④ 生活騒音などを抑え、住民が安心して生活できるよう、生活環境に関する対策や啓発を行います。					
令和6年度の実績結果					
地盤沈下監視測定事業 (環境保全課)	市内の地盤沈下観測用精密水準点 20 地点において、千葉県が測量した結果について、庁内関連部署に情報を共有した。				
悪臭防止法に基づく規制 (環境保全課)	悪臭に関する市民等からの通報に対し、現場を確認し、必要に応じて原因調査等を行った。				
	苦情受付件数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21件</td> <td>7件</td> </tr> </tbody> </table>	令和6年度	令和5年度	21件
令和6年度	令和5年度				
21件	7件				
土壌汚染対策事業 (千葉県・環境保全課)	一定規模以上の宅地開発事業等を行う事業者に対し、千葉県と協議するよう指導した。また、市民・事業者からの問い合わせに対し、千葉県の担当部局への案内を行った。				
開発に伴うテレビ電波障害対策 (環境保全課)	「浦安市中高層建築物等によるテレビ電波障害の防止に関する指導要綱」に基づき、対象事業者に対し、テレビ電波障害に関する報告書等の提出を求め、適切な対策計画が成されているか確認を行った。				
	苦情受付件数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> </tbody> </table>	令和6年度	令和5年度	0件
令和6年度	令和5年度				
0件	0件				

主な事業内容		
⑤ 一定規模以上の建築物の建築を行う場合、条例に基づく事前協議において、近隣紛争予防のための指導・助言を行います。		
令和6年度の実績結果		
開発指導事業 (都市計画課)	一定規模以上の建築物の建築を行う場合、条例に基づく事前協議において、近隣紛争予防の観点から風害や光害について考慮するよう指導・助言を行う。 風害や光害が想定される建築行為の申請はなかった。	
	令和6年度 (参考) ・開発許可件数 : 1件 ・開発変更許可件数 : 0件 ・事前協議件数 : 57件	令和5年度 (参考) ・開発許可件数 : 0件 ・開発変更許可件数 : 1件 ・事前協議件数 : 47件

主な事業内容					
⑥ ねずみや衛生害虫への対策を行うとともに、必要に応じて駆除を行います。					
令和6年度の取組結果					
害虫駆除事業 (環境衛生課)	家庭における害虫を駆除するための薬剤を窓口で配付した。令和6年度は、ユスリカの幼虫駆除剤、殺鼠剤の配付数は前年比の同程度、忌避剤の配付数は1.2倍に増加した。				
	配付数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 害虫駆除剤 1,280 袋(窓口)、36,448 錠(自治会) 殺鼠剤 317 袋 野良猫用忌避剤 61,600 ml </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 害虫駆除剤 2,840 錠(窓口) 33,118 錠(自治会) 殺鼠剤 336 袋 野良猫忌避剤 50,400ml </td> </tr> </tbody> </table>	令和6年度	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> 害虫駆除剤 1,280 袋(窓口)、36,448 錠(自治会) 殺鼠剤 317 袋 野良猫用忌避剤 61,600 ml
令和6年度	令和5年度				
<ul style="list-style-type: none"> 害虫駆除剤 1,280 袋(窓口)、36,448 錠(自治会) 殺鼠剤 317 袋 野良猫用忌避剤 61,600 ml 	<ul style="list-style-type: none"> 害虫駆除剤 2,840 錠(窓口) 33,118 錠(自治会) 殺鼠剤 336 袋 野良猫忌避剤 50,400ml 				

主な事業内容					
⑦ ポイ捨て防止やペットの飼育、飼い主のいない猫（地域猫）に関する問題について継続的な啓発活動を行います。					
令和6年度の取組結果					
ポイ捨て防止対策事業 (環境衛生課)	舞浜駅前、新浦安駅前にて、自治会連合会や市内の各種事業者等と、令和6年11月にポイ捨て防止啓発キャンペーンを行った。 (浦安駅は、雨天中止)				
不法投棄パトロール事業 (環境衛生課)	不法投棄の多い地区の巡回パトロール及び投棄されたゴミの回収を行い、不法投棄の多い箇所に対して、モーションカメラや立て看板を設置し、再発防止に努め、年末には夜間不法投棄防止パトロールを行った。また、市民等からの通報による道路上等の不法投棄ゴミの回収を行った。				
	回収件数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>76 件</td> <td>93 件</td> </tr> </tbody> </table>	令和6年度	令和5年度	76 件
令和6年度	令和5年度				
76 件	93 件				
ペット適正飼育推進事業 (環境衛生課)	市内動物病院において狂犬病予防注射の済票交付の委託を行った。 また、包括連携先であるイオンにおいて狂犬病予防注射接種についての館内放送を活用し、接種率向上を目的とした啓発を行った。接種率については、前年度より3.7%減少した。				
	令和6年度	令和5年度			
	登録数 6,382 頭 ・新規登録頭数 372 頭 ・注射接種数 4,776 頭 ・接種率 74.8%	登録数 6,276 頭 ・新規登録頭数 476 頭 ・注射接種数 4,925 頭 ・接種率 78.5%			
動物愛護推進事業 (環境衛生課)	市内に生息する飼い主のいない猫の繁殖を防止するため、浦安市地域猫愛護員制度に基づき、動物病院等に不妊・去勢手術費を助成した。前年度に比べ手術件数が増加しているが、それ以前との比較では、手術件数は減少傾向となっていることから、市内に生息する飼い主のいない猫の繁殖を抑制できていると思われる。				
	助成件数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50 件 (メス 31 件、オス 19 件)</td> <td>33 件 (メス 20 件、オス 13 件)</td> </tr> </tbody> </table>	令和6年度	令和5年度	50 件 (メス 31 件、オス 19 件)
令和6年度	令和5年度				
50 件 (メス 31 件、オス 19 件)	33 件 (メス 20 件、オス 13 件)				

主な事業内容		
⑧ 受動喫煙や吸い殻のポイ捨てなどの喫煙マナーについて、喫煙による健康被害を含めた意識の啓発を行います。		
令和6年度の取組結果		
受動喫煙防止に関する啓発 (健康増進課)	市公式ホームページでの周知や図書館や他課主催のイベント等での啓発物の配布、パネル展の開催により受動喫煙防止及び禁煙についての啓発を行った。	
	令和6年度	令和5年度
	<ul style="list-style-type: none"> 受動喫煙防止パネル展: 1回 配布場所: 60カ所 配布数: 1,500個 	<ul style="list-style-type: none"> 受動喫煙防止パネル展: 1回 配布場所: 60カ所 配布数: 1,500個

主な事業内容	
⑨ 市民生活や生物多様性を脅かすおそれのある野生動物や特定外来生物による被害を予防する対策を講じます。	
令和6年度の取組結果	
【再掲】特定外来生物防除事業（環境衛生課）	
高病原性鳥インフルエンザ等野生鳥獣対策 (環境保全課・環境衛生課)	「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応マニュアル」に基づき、千葉県が設定した対応レベルに応じ、周知などの対応を実施した。 令和6年度は、死亡した野鳥等の回収は行ったが、高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例はなかった。

主な事業内容			
⑩ ごみ散乱防護用ネットの貸し出しなどにより、カラスによる生活環境被害への対策を講じます。			
令和6年度の取組結果			
ごみ散乱防護事業 (ごみゼロ課)	カラスや猫にごみを荒らされている世帯等にカラス除けネットについて案内し、ごみの散乱防止に繋げた。		
		令和6年度	令和5年度
	カラスネット貸出件数	299枚	363枚

3. 令和6年度 数値データ一覧

◆脱炭素社会

《グラフ・表データ》

①市の事務事業における温室効果ガス排出量

【活動項目別温室効果ガス排出量】

(t-CO₂)

活動項目		基準値 (H25年度)		令和5年度		令和6年度		目標値※ (R12年度)	
一般事務系	エネルギー 一起源	電気	13,693	20,547	11,323	18,083	8,178	14,591	10,304
		都市ガス	6,854		6,760		6,413		
	燃料 使用量	灯油	64		3.06		6.74		47
		重油	26		0		0.16		
		LPG	2		0.35		0.27		
	公用車の 燃料使用量 ・走行量	ガソリン	206		250		245		204
		軽油	113		93		123		
		CNG	79		0		0		
		自動車走行量(CH4)	0.2		0.3		0.3		
		自動車走行量(N2O)	6.1		5.3		3.8		
		自動車使用・漏洩	2		2		2		
	小計		21,047		18,435		14,972		10,555
	一般廃棄物焼却(連続燃焼式)		17,174		21,652		24,652		14,289
	合計		38,221		40,087		40,427		24,844

※浦安市地球温暖化対策実行計画(令和2年度策定)の目標値

【活動項目別活動量】

活動項目		基準値 (H25年度)	令和5年度	令和6年度	
一般事務系	エネルギー 一起源	電気(kWh)	26,283,021	31,926,389	27,387,468
		都市ガス(m ³)	3,054,343	3,021,034	3,128,312
	燃料 使用量	灯油(l)	25,764	1,222	2,706
		重油(l)	9,470	0	60
		LPG(m ³)	369	116	89
	公用車の 燃料使用 量 ・走行量	ガソリン(l)	88,907	107,699	105,406
		軽油(l)	43,767	36,049	47,693
		CNG(m ³)	19,807	0	0
		自動車走行量(N2O)(km)	828,890	705,677	562,157
		自動車走行量(CH4)(km)			
	(廃プラスチック類 量(t)/比率(%))		5,853t/10.7%	7,527t/14.5%	8,932t/16.8%
	物焼却(連続燃焼式)(t)		54,647	51,909	53,325

②市域における温室効果ガス排出量

【(部門別)温室効果ガス排出量】

(千 t-CO₂)

部門	H25	R元	R2	R3	R4	R5(暫定値)
	2013	2019	2020	2021	2022	2023
家庭部門	244	197	199	197	216	193
業務部門	366	297	282	329	324	348
旅館・料亭・ホテル(木造)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
事務所・銀行・店舗(木造)	3	3	3	4	4	4
劇場・病院(木造)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
事務所、店舗、百貨店(木造以外)	139	148	139	160	157	187
病院、ホテル(木造以外)	140	146	140	165	163	157
産業部門	72	50	30	29	27	28
農林水産業	0.6	0.5	0.6	0.5	0.5	0.6
建設業・鉱業	6	4	6	6	6	6
製造業	57	45	24	23	21	22
運輸部門	214	240	241	241	236	184
自動車	230	229	230	231	226	173
鉄道	10	11	10	11	10	11
廃棄物部門	17	18	24	14	16	22
その他ガス	4	4	5	5	5	3
合計	917	807	781	815	824	777

③浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 補助対象別内訳(令和6年度)

補助対象	補助金額	交付実績	
		実績(件)	交付金額(円)
家庭用燃料電池システム	定額 10 万円	8	800,000
リチウムイオン蓄電システム	定額 10 万円	9	630,000
窓断熱	補助率 1/4(上限 8 万円)	62	4,550,000
電気自動車	(太陽光発電設備・V2H 併設) 上限 15 万円	1	150,000
	(太陽光発電設備のみ併設) 上限 10 万円	1	100,000
プラグインハイブリッド自動車	(太陽光発電設備・V2H 併設) 上限 15 万円	0	0
	(太陽光発電設備のみ併設) 上限 10 万円	0	0
V2H 充放電システム	補助率 1/10(上限 25 万円)	2	145,000
集合住宅用充電設備(住民のみ)	国庫補助費の 1/3(上限 50 万円)	0	0
集合住宅用充電設備(住民以外)	国庫補助費の 2/3(上限 100 万円)	0	0
合意形成のための資料	上限 15 万円	0	0
合計		83	6,375,000

④ 公共施設における再生可能エネルギー等の導入状況（令和7年3月31日現在）

種類	施設名	定格出力(kW)
太陽光発電 (51カ所)	1 市役所本庁舎	20.000
	2 南小学校屋内運動場	10.000
	3 東小学校屋内運動場	30.000
	4 入船小学校	20.000
	5 日の出南小学校	20.000
	6 明海南小学校・明海中学校	20.000
	7 高洲北小学校	10.000
	8 東野小学校	20.000
	9 浦安中学校	20.000
	10 堀江中学校	20.000
	11 入船中学校	20.000
	12 高洲中学校	20.000
	13 まちづくり活動プラザ	40.000
	14 青葉幼稚園	7.000
	15 猫実保育園	10.000
	16 入船保育園	10.000
	17 日の出保育園	6.180
	18 高洲北小学校地区児童育成クラブ分室	3.000
	19 こどもの広場管理棟	9.000
	20 文化会館	20.000
	21 中央公民館	10.000
	22 堀江公民館	20.000
	23 富岡公民館	20.000
	24 美浜公民館	10.080
	25 地域交流プラザ(高洲公民館)	10.000
	26 中央図書館	50.000
	27 運動公園陸上競技場	10.000
	28 運動公園野球場	10.000
	29 運動公園管理棟	16.500
	30 パークシティ弁天自治会集会所	3.120
	31 さつき苑自治会集会所	4.000
	32 ジ・アイルズ自治会集会所	7.980
	33 シーガーデン新浦安自治会集会所・老人クラブ会館	9.500
	34 望海の街自治会集会所	3.000
	35 ラ・フィネス新浦安,パークシティ東京ベイ新浦安 SOL 合同自治会集会所	4.048
	36 パークシティ東京ベイ新浦安 Sea・Coco 合同自治会集会所	4.000
	37 タイムレスタウン新浦安自治会集会所	3.900
	38 セレナヴィータ新浦安自治会集会所・セレナシニアクラブ会館	3.000
	39 猫実若草クラブ会館	3.300
	40 富岡青葉会館	3.120
	41 弁天喜楽会館	4.000
	42 美浜寿会館	3.100
	43 海南クラブ会館	4.000
	44 浦安市ワークステーション	10.000
	45 東野地区複合福祉施設(東野パティオ)	25.400
	46 ビーナズプラザ	3.500
	47 斎場	2.136
	48 日の出出張所	6.500
	49 浦安公園防災倉庫・災害対応屋外トイレ	7.700
	50 墓地公園	9.900
	51 三番瀬環境観察館	3.000
	合計	619.964

種類	施設名	定格出力 (kW)
廃棄物発電	クリーンセンター	2,500
廃熱利用	クリーンセンター	ごみを焼却した後の廃熱を施設内の冷暖房および給湯に利用している。また、隣接する斎場、ワークステーションへ熱の面的利用を行っている。

再生可能エネルギー・省エネルギー機器	施設名	件数
太陽光発電式街灯 (LED 照明)	新浦安駅前プラザマーレ	3
	幹線1号	15
	幹線2号	20
	幹線3号	19
	幹線4号	11
	幹線9号他	26
	市道	9
	一般県道	9
	合計	112
風力・太陽光発電一体型街灯	クリーンセンター	3
街路灯 LED	市内街路灯	11,000

◆循環型社会

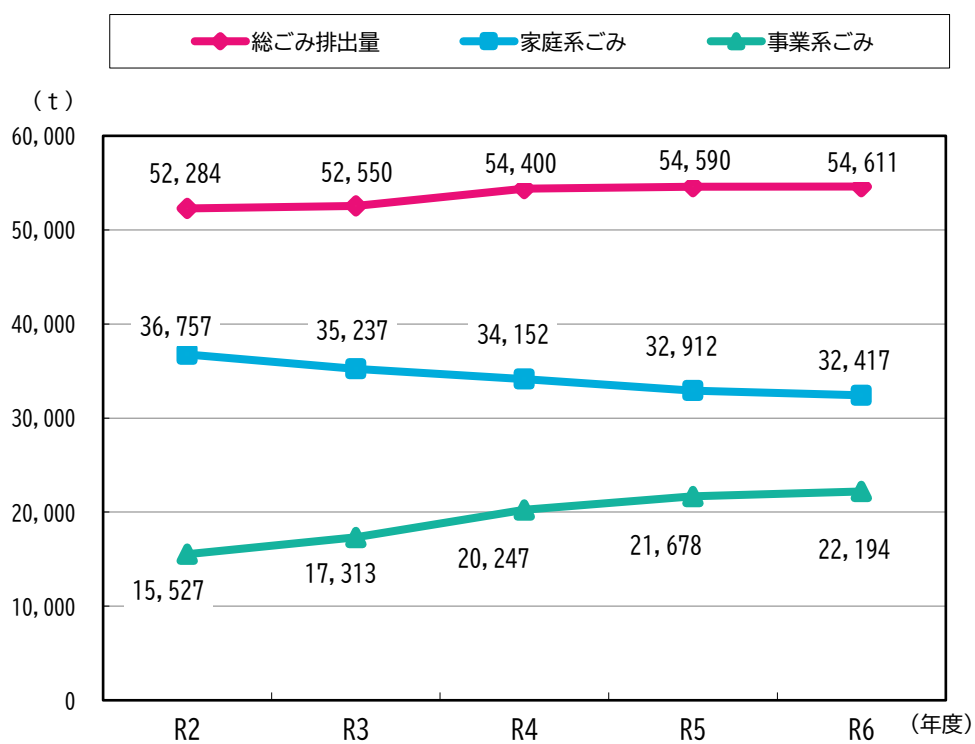
《グラフ・表データ》

①ごみ排出量の推移

(t)

項目	R2	R3	R4	R5	R6
総ごみ排出量	52,284	52,550	54,400	54,590	54,611
家庭系ごみ	36,757	35,237	34,152	32,912	32,417
事業系ごみ	15,527	17,313	20,247	21,678	22,194

<過去5年間の推移>

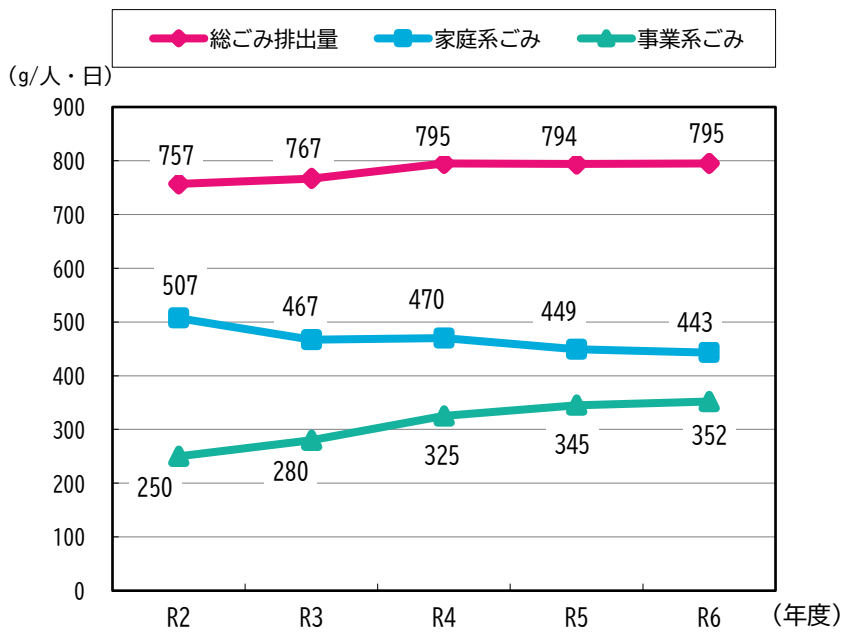


②一人あたりの1日平均ごみ排出量の推移(資源物を除く)

(g/人・日)

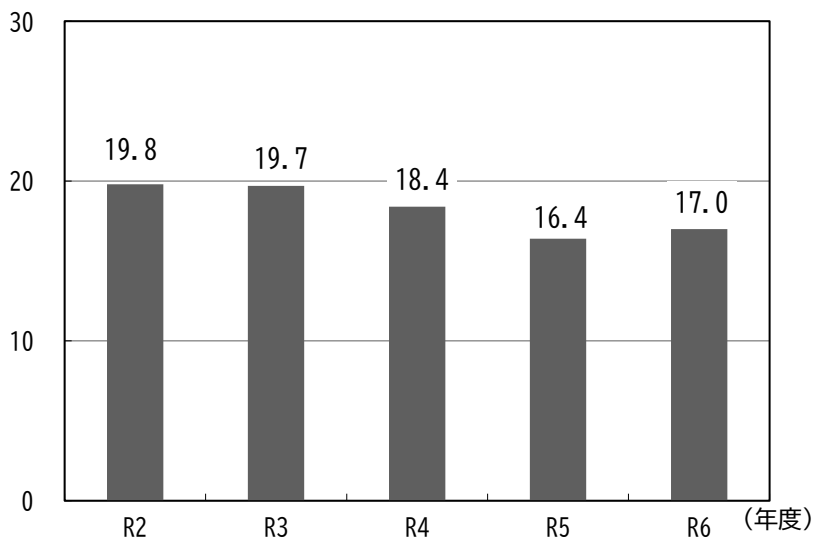
項目	R2	R3	R4	R5	R6
総ごみ排出量	757	767	795	794	795
家庭系ごみ	507	467	470	449	443
事業系ごみ	250	280	325	345	352

<過去5年間の推移>



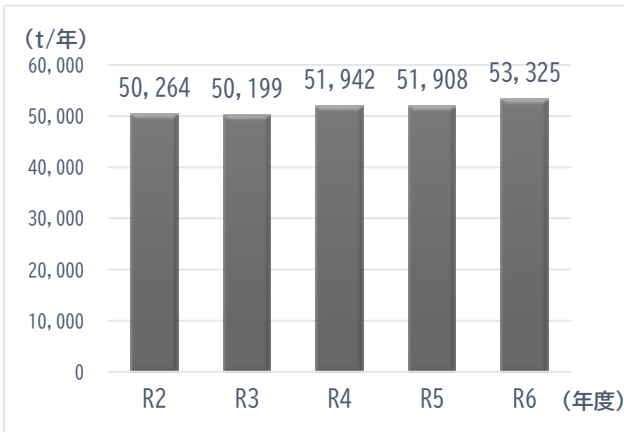
③再資源化率の推移

(%)

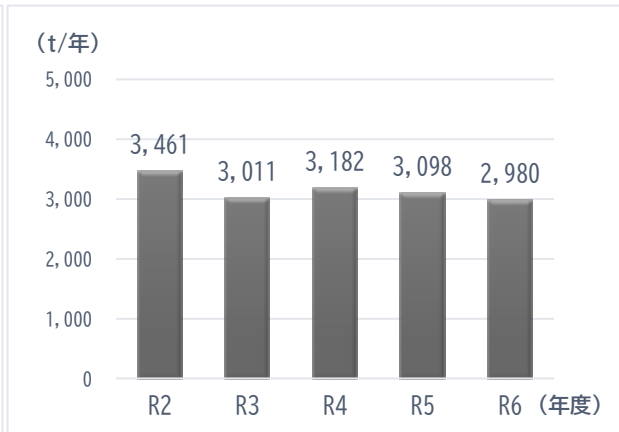


④焼却処分量と最終処分量の推移

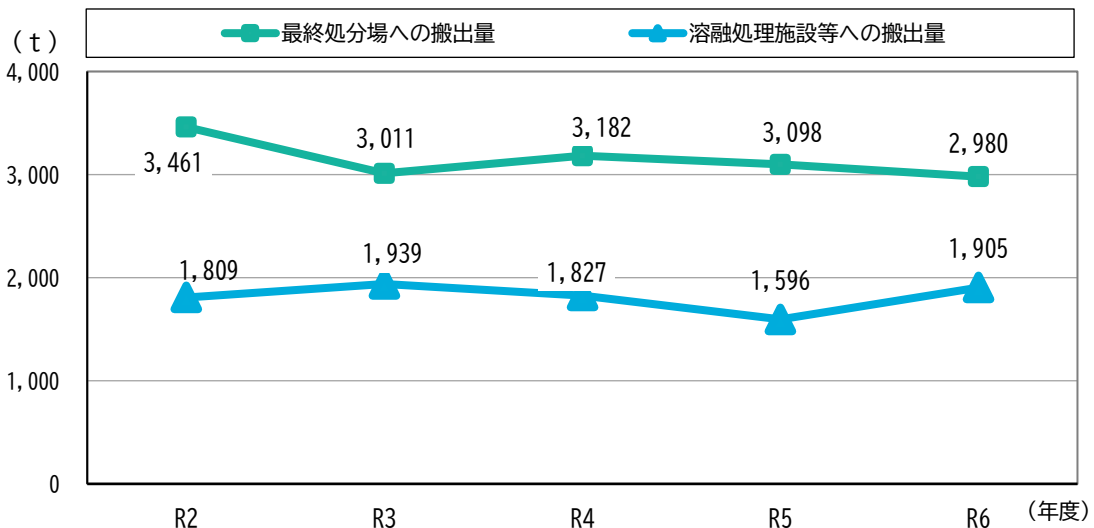
<焼却処分量の推移>



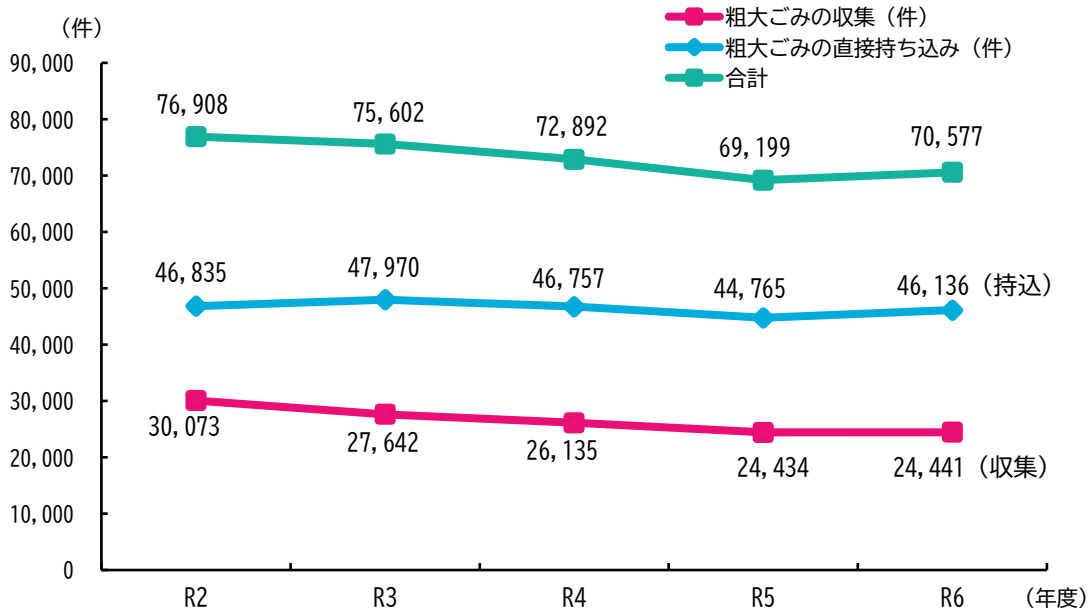
<最終処分量の推移>



<焼却残さ運搬処分量の推移>



⑤粗大ごみの受付件数の推移



⑥(年度別)家庭系ごみ・事業系ごみの詳細

年度		R2	R3	R4	R5	R6	
人口等	人口(年度末現在)(人)	169,963	169,259	170,406	171,307	171,899	
	増加率(%)	△ 0.6	△ 0.4	0.7	1.2	0.3	
	年間平均人口(人)	170,485	169,132	169,488	170,887	171,412	
家庭系ごみ	可燃ごみ	委託収集(t/年)	28,026	26,802	26,143	25,294	24,904
		持込(t/年)	0	0	0	0	0
		年間量(t/年)	28,026	26,802	26,143	25,294	24,904
		増加率(%)	2.8	△ 4.4	△ 2.5	△ 3.2	△ 1.5
		1日平均量(t/日)	76.8	73.4	71.6	69.3	68.2
		一人1日平均量(g/人・日)	451.8	433.8	420.3	404.5	396.9
	不燃ごみ	委託収集(t/年)	1171	1010	942	863	840
		持込(t/年)	0	0	0	0	0
		年間量(t/年)	1,171	1,010	942	863	840
		増加率(%)	12.3	△ 13.8	△ 6.7	△ 8.4	△ 2.7
		1日平均量(t/日)	3.2	2.8	2.6	2.4	2.3
		一人1日平均量(g/人・日)	18.9	16.3	15.1	13.8	13.4
	粗大ごみ	委託収集(t/年)	597	541	491	437	432
		持込(t/年)	1,684	1,741	1,666	1,567	1,599
		年間量(t/年)	2,281	2,282	2,157	2,004	2,032
		増加率(%)	9.0	0.0	△ 5.5	△ 7.1	1.4
		1日平均量(t/日)	6.3	6.3	5.9	5.5	5.6
		一人1日平均量(g/人・日)	36.8	36.9	34.7	32.0	32.4
(びん)資源ごみ	委託収集(t/年)	1,686	1,624	1,521	1,434	1,364	
	持込(t/年)	0	0	0	0	0	
	年間量(t/年)	1,686	1,624	1,521	1,434	1,364	
	増加率(%)	8.9	△ 3.7	△ 6.4	△ 5.7	△ 4.9	
	1日平均量(t/日)	4.6	4.4	4.2	3.9	3.7	
	一人1日平均量(g/人・日)	27.2	26.3	24.4	22.9	21.7	
(缶)資源ごみ	委託収集(t/年)	522	506	468	442	429	
	持込(t/年)	0	0	0	0	0	
	年間量(t/年)	522	506	468	442	429	
	増加率(%)	9.2	△ 3.2	△ 7.4	△ 5.6	△ 3.0	
	1日平均量(t/日)	1.4	1.4	1.3	1.2	1.2	
	一人1日平均量(g/人・日)	8.4	8.2	7.5	7.1	6.8	
(ペットボトル)資源ごみ	委託収集(t/年)	642	655	641	650	655	
	持込(t/年)	0	0	0	0	0	
	年間量(t/年)	642	655	641	650	655	
	増加率(%)	2.9	2.0	△ 2.2	1.4	0.8	
	1日平均量(t/日)	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	
	一人1日平均量(g/人・日)	10.4	10.6	10.3	10.4	10.4	
(紙類)資源ごみ	委託収集(t/年)	2,428	2,358	2,281	2,226	2,194	
	持込(t/年)	0	0	0	0	0	
	年間量(t/年)	2,428	2,358	2,281	2,226	2,194	
	増加率(%)	15.3	△ 2.9	△ 3.3	△ 2.4	△ 1.4	
	1日平均量(t/日)	6.7	6.5	6.2	6.1	6.0	
	一人1日平均量(g/人・日)	39.1	38.2	36.7	35.6	35.0	
有害ごみ	委託収集(t/年)	0	0	0	0	0	
	持込(t/年)	0	0	0	0	0	
	年間量(t/年)	0	0	0	0	0	
	増加率(%)	-	-	-	-	-	
	1日平均量(t/日)	0	0	0	0	0	
	一人1日平均量(g/人・日)	0	0	0	0	0	
計	委託収集(t/年)	35,073	33,496	32,487	31,345	30,818	
	持込(t/年)	1,684	1,741	1,666	1,567	1,599	
	年間量(t/年)	36,757	35,237	34,152	32,912	32,417	
	増加率(%)	4.6	△ 4.1	△ 3.1	△ 3.6	△ 1.5	
	1日平均量(t/日)	100.7	96.5	93.6	90.2	88.8	
	一人1日平均量(g/人・日)	592.5	570.4	549.1	526.4	516.7	

		年度	R2	R3	R4	R5	R6
事業ごみ	可燃ごみ	許可業者 (t/年)	12,549	14,472	17,419	18,733	19,252
		持込 (t/年)	2,430	2,332	2,222	2,357	2,349
		産廃 (t/年)	3	1	1	0	0
		年間量 (t/年)	14,982	16,805	19,642	21,090	21,601
		増加率 (%)	△ 30.4	12.2	16.9	7.4	2.4
		1日平均量 (t/日)	41.0	46.0	53.8	57.8	59.2
	不燃ごみ	許可業者	336	341	401	383	316
		持込 (t/年)	45	29	32	24	55
		産廃	0	0	0	0	0
		年間量 (t/年)	382	371	433	408	372
		増加率 (%)	△ 32.5	△ 2.9	16.7	△ 5.8	△ 8.8
		1日平均量 (t/日)	1.0	1.0	1.2	1.1	1.0
	粗大ごみ	許可業者	4	5	9	5	3
		持込 (t/年)	135	99	124	113	102
		産廃	0	0	0	0	0
		年間量 (t/年)	139	104	133	119	105
		増加率 (%)	21.7	△ 25.4	28.1	△ 10.8	△ 11.7
		1日平均量 (t/日)	0.4	0.3	0.4	0.3	0.3
	(びん) 資源ごみ	許可業者	15	21	24	38	74
		持込 (t/年)	0	0	0	0	0
		産廃	0	0	0	0	0
年間量 (t/年)		15	21	24	38	74	
増加率 (%)		△ 51.5	34.5	17.3	58.3	92.7	
1日平均量 (t/日)		0.0	0.1	0.1	0.1	0.2	
(缶) 資源ごみ	許可業者	4	6	5	11	26	
	持込 (t/年)	0	0	0	0	0	
	産廃	0	0	0	0	0	
	年間量 (t/年)	4	6	5	11	26	
	増加率 (%)	△ 58.2	43.3	△ 5.8	112.7	128.0	
	1日平均量 (t/日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	
(ペットボトル) 資源ごみ	許可業者	3	6	8	9	14	
	持込 (t/年)	0	0	0	0	0	
	産廃	0	0	0	0	0	
	年間量 (t/年)	4	6	8	10	14	
	増加率 (%)	△ 66.1	55.8	44.0	20.9	47.7	
	1日平均量 (t/日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
(紙類) 資源ごみ	許可業者	0	0	0	0	0	
	持込 (t/年)	0	0	0	1	0	
	産廃	0	0	0	0	0	
	年間量 (t/年)	0	0	0	1	0	
	増加率 (%)	△ 97.6	360.0	△ 100.0	0.0	0.0	
	1日平均量 (t/日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
有害ごみ	許可業者	1	2	2	1	2	
	持込 (t/年)	0	0	0	0	0	
	産廃	0	0	0	0	0	
	年間量 (t/年)	2	2	2	1	2	
	増加率 (%)	△ 33.9	14.7	0.0	△ 20.3	40.1	
	1日平均量 (t/日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
計	許可業者	12,914	14,852	17,869	19,181	19,687	
	持込 (t/年)	2,611	2,461	2,378	2,497	2,506	
	産廃	3	1	1	0	0	
	年間量 (t/年)	15,527	17,313	20,247	21,678	22,194	
	増加率 (%)	△ 30.3	11.5	16.9	7.1	2.4	
	1日平均量 (t/日)	42.5	47.4	55.5	59.4	60.8	
	一人1日平均量 (g/人・日)	250.3	280.2	325.5	346.7	353.7	

		年度	R2	R3	R4	R5	R6
家庭ごみ・事業ごみ計	可燃ごみ	家庭ごみ (t)	28,026	26,802	26,143	25,294	24,904
		事業ごみ (t)	14,982	16,805	19,642	21,090	21,601
		年間量 (t/年)	43,008	43,607	45,786	46,385	46,505
		増加率 (%)	△ 11.8	1.4	5.0	1.3	0.3
		1日平均量 (t/日)	117.8	119.5	125.4	127.1	127.4
		一人1日平均量 (g/人・日)	693.3	705.8	736.1	741.8	741.2
	不燃ごみ	家庭ごみ (t)	1,171	1,010	942	863	840
		事業ごみ (t)	382	371	433	408	372
		年間量 (t/年)	1,553	1,381	1,375	1,271	1,211
		増加率 (%)	△ 3.5	△ 11.1	△ 0.4	△ 7.6	△ 4.7
		1日平均量 (t/日)	4.3	3.8	3.8	3.5	3.3
		一人1日平均量 (g/人・日)	25.0	22.3	22.1	20.3	19.3
	粗大ごみ	家庭ごみ (t)	2,281	2,282	2,157	2,004	2,032
		事業ごみ (t)	139	104	133	119	105
		年間量 (t/年)	2,421	2,386	2,290	2,122	2,136
		増加率 (%)	9.7	△ 1.4	△ 4.0	△ 7.3	0.7
		1日平均量 (t/日)	6.6	6.5	6.3	5.8	5.9
		一人1日平均量 (g/人・日)	39.0	38.6	36.8	33.9	34.0
	資源ごみ (びん)	家庭ごみ (t)	1,686	1,624	1,521	1,434	1,364
		事業ごみ (t)	15	21	24	38	74
		年間量 (t/年)	1,701	1,645	1,545	1,472	1,437
		増加率 (%)	7.7	△ 3.3	△ 6.1	△ 4.7	△ 2.3
		1日平均量 (t/日)	4.7	4.5	4.2	4.0	3.9
		一人1日平均量 (g/人・日)	27.4	26.6	24.8	23.5	22.9
	資源ごみ (缶)	家庭ごみ (t)	522	506	468	442	429
		事業ごみ (t)	4	6	5	11	26
年間量 (t/年)		526	512	474	454	455	
増加率 (%)		7.9	△ 2.8	△ 7.4	△ 4.2	0.3	
1日平均量 (t/日)		1.4	1.4	1.3	1.2	1.2	
一人1日平均量 (g/人・日)		8.5	8.3	7.6	7.3	7.3	
資源ごみ (ペットボトル)	家庭ごみ (t)	642	655	641	650	655	
	事業ごみ (t)	4	6	8	10	14	
	年間量 (t/年)	646	661	649	659	669	
	増加率 (%)	1.7	2.3	△ 1.8	1.7	1.5	
	1日平均量 (t/日)	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	
	一人1日平均量 (g/人・日)	10.4	10.7	10.4	10.5	10.7	
資源ごみ (紙類)	家庭ごみ (t)	2,428	2,358	2,281	2,226	2,194	
	事業ごみ (t)	0	0	0	1	0	
	年間量 (t/年)	2,428	2,358	2,281	2,226	2,195	
	増加率 (%)	15.1	△ 2.9	△ 3.3	△ 2.4	△ 1.4	
	1日平均量 (t/日)	6.7	6.5	6.2	6.1	6.0	
	一人1日平均量 (g/人・日)	39.1	38.2	36.7	35.6	35.0	
有害ごみ	家庭ごみ (t)	0	0	0	0	0	
	事業ごみ (t)	2	2	2	1	2	
	年間量 (t/年)	2	2	2	1	2	
	増加率 (%)	△ 33.9	14.7	0.0	△ 20.3	40.1	
	1日平均量 (t/日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	一人1日平均量 (g/人・日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
合計	年間量 (t/年)	52,284	52,550	54,400	54,590	54,611	
	増加率 (%)	△ 8.9	0.5	3.5	0.4	0.6	
	1日平均量 (t/日)	143.2	144.0	149.0	149.6	149.6	
	一人1日平均量 (g/人・日)	842.8	850.6	874.6	873.1	870.4	

※ 1t未滿の端数を四捨五入及び調整しているため合計数と合わない個所がある。

※ 家庭ごみ排出量については、拠点回収量(牛乳パック、白色発泡トレイ、廃食油等)及び資源回収事業の回収量を含まない。

◆自然環境

項目		R2	R3	R4	R5	R6
都市公園面積	m ² /人	6.90	7.00	6.95	6.88	6.85
	全体面積 (ha)	117.4	119	117.7	117.8	117.8
都市公園など※の面積	m ² /人	10.4	11.2	10.5	10.4	10.4
	全体面積 (ha)	177.9	189.4	178.2	178.3	178.3

※「都市公園など」には、都市公園と公共施設緑地を含む。

◆生活環境

●大気

項目	指標	令和6年度		令和5年度	
				【参考】	
大気汚染物質の環境基準	二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm~0.06ppm までのゾーン内、またはそれ以下 (日平均値の年間98%値)	猫実一般局 (長期的評価)	0.031ppm	0.033ppm
			美浜自排局 (長期的評価)	0.031ppm	0.036ppm
	浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下で、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下 (日平均値の年間98%値)	猫実一般局 (長期的評価)	0.043mg/m ³	0.031mg/m ³
			光化学オキシダント (Ox)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	猫実一般局 超過日数 (短期的評価)
	光化学スモッグ注意報発令1時間値が0.12ppm以上かつ継続する場合に発令	発令日数※	0日	3日	
微小粒子状物質の環境基準	微小粒子状物質 (PM _{2.5})	年平均値 (上段) が15μg/m ³ 以下で、かつ日平均値 (下段) が35μg/m ³ 以下	猫実一般局 (長期的評価)	9.0μg/m ³	9.9μg/m ³
				23.9μg/m ³	23.5μg/m ³

※ 光化学スモッグ注意報は、葛南地域(市川市・船橋市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・浦安市)において、オキシダント濃度が0.12ppm以上になり、この状態が継続すると判断されるとき発令される。

項目	指標	令和6年度		令和5年度	
				【参考】	
有害大気汚染物質の環境基準	ベンゼン	年平均値が3μg/m ³ 以下	猫実一般局	1.00μg/m ³	0.75μg/m ³
	トリクロロエチレン	年平均値が200μg/m ³ 以下	猫実一般局	0.61μg/m ³	0.90μg/m ³
	テトラクロロエチレン	年平均値が200μg/m ³ 以下	猫実一般局	0.06μg/m ³	0.13μg/m ³
	ジクロロメタン	年平均値が150μg/m ³ 以下	猫実一般局	0.08μg/m ³	1.4μg/m ³
ダイオキシン類の環境基準	ダイオキシン類	年平均値が0.60pg-TEQ/m ³ 以下	浦安市役所 (郷土博物館)	0.012 pg-TEQ/m ³	0.015 pg-TEQ/m ³

項目	指標	令和6年度		令和5年度 【参考】
		大気中アスベスト濃度の環境目標値	大気1L中に含まれるアスベストの繊維が1本を下回ること※	当代島公民館
日の出公民館	夏季：0.070本 冬季：0.070本			夏季：0.16本 冬季：0.056本未満
今川記念会館	夏季：0.08本 冬季：0.056本未満			夏季：0.12本 冬季：0.056本

※ WHO(世界保健機関)による化学物質に関する評価書において、「世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は、1～10本/L程度であり、この程度であれば、健康リスクが検出できないほど低い」とされていることを踏まえ、大気1L中に含まれるアスベストの繊維が1本を下回ることを指標としている。

《グラフ・表データ》

<非メタン炭化水素の測定経年変化>

項目	R2	R3	R4	R5	R6
6時～9時における年平均値 (ppmC)	0.12	0.12	0.14	0.14	0.14

<光化学スモッグ注意報・警報発令状況(葛南地域:市川市、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市)>

葛南地域	R2	R3	R4	R5	R6
注意報(日)	1	3	4	4	0
警報(日)	0	0	0	0	0
重大緊急報(日)	0	0	0	0	0

<微小粒子状物質(PM2.5)の測定結果(年間値)「猫実一般環境大気測定局」(令和6年度測定)>

有効測定日数	測定時間	平均値	日平均値の最高値	日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の98%値	98%値評価による日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数
(日)	(時間)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)	(%)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)
362	9,679	9.0	29.3	0	0.0	108	23.9	0

<有害大気汚染物質(ベンゼン等)測定経年変化> (単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

項目	R2	R3	R4	R5	R6
ベンゼン	1.03	0.70	0.89	0.75	1.00
トリクロロエチレン	0.79	0.47	0.62	0.90	0.61
テトラクロロエチレン	0.09	0.085	0.082	0.13	0.06
ジクロロメタン	1.4	1.1	1.4	1.4	0.08

<大気中のダイオキシン類の濃度測定結果(令和 6 年度測定)>

(pg-TEQ/m³)

項目	浦安市役所
春季 (令和 6 年 5 月 22 日~5 月 29 日)	0.009
夏季 (令和 6 年 7 月 3 日~7 月 10 日)	0.014
秋季 (令和 6 年 10 月 9 日~16 日)	0.012
冬季 (令和 7 年 1 月 8 日~15 日)	0.013
年平均値	0.012

●水質

項目		指標	令和6年度	令和5年度	
				【参考】	
河川の 環境基準	旧江戸川 (河川B類型)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	3mg/L 以下	2.2mg/L	2.3mg/L
		水素イオン濃度 指数 (pH)	6.5 以上 8.5 以下	7.6pH	7.7pH
		化学的酸素要求量 (COD)	5mg/L 以下	4.3mg/L	4.9mg/L
		浮遊物質量 (SS)	25mg/L 以下	15mg/L	9mg/L
		溶存酸素量 (DO)	5mg/L 以上	8.2mg/L	8.4mg/L
		大腸菌群数	1,000CFU 以下 /100ml	140CFU /100ml	109CFU /100ml
	人の健康の保護に 関する環境基準 (27項目)	各項目の 環境基準	全項目達成	全項目達成	
市内 河川の 環境 目標値	境川 (A地点) (河川C類型相当)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	5mg/L 以下	4.3mg/L	4.3mg/L
	境川 (B地点) (河川C類型相当)		5mg/L 以下	3.4mg/L	3.4mg/L
	猫実川 (河川E類型相当)		10mg/L 以下	5.0mg/L	5.0mg/L
	堀江川 (河川E類型相当)		10mg/L 以下	4.9mg/L	4.9mg/L
	見明川 (河川C類型相当)		5mg/L 以下	3.8mg/L	3.8mg/L
海域の 環境基準	東京湾 (海域B類型・ 海域IV類型)	水素イオン濃度 指数 (pH)	7.8 以上 8.3 以下	8.2pH	8.2pH
		化学的酸素要求量 (COD)	3mg/L 以下	4.2mg/L	4.5mg/L
		溶存酸素量 (DO)	5mg/L 以上	7.3mg/L	7.4mg/L
		全窒素 (T-N)	1mg/L 以下	0.73mg/L	0.73mg/L
		全りん (T-P)	0.09mg/L 以下	0.07mg/L	0.079mg/L
		人の健康の保護に 関する環境基準 (27項目)	各項目の 環境基準	全項目達成	全項目達成

※ pH、SS、DO、は、年平均値で環境基準の達成状況を評価した。

※ 全窒素 (T-N)、全りん (T-P) は、表層の年平均値の平均値で環境基準の達成状況を評価した。

※ BODとCODは75%水質値により、環境基準と環境目標値の達成状況を評価した。

項目	指標	令和6年度	令和5年度
			【参考】
河川の水の透視度	<川のきれいさを継続的に把握するための項目>	境川A地点 30.0 cm	境川A地点 26.5 cm
平均水温	<水質や河川の生態系に影響を与える水温の変化を継続的に把握するための項目>	境川A地点 20.1℃	境川A地点 20.4℃

<水質調査地点>

旧江戸川
(東京都測定地点)

猫実川 猫実川歩道橋

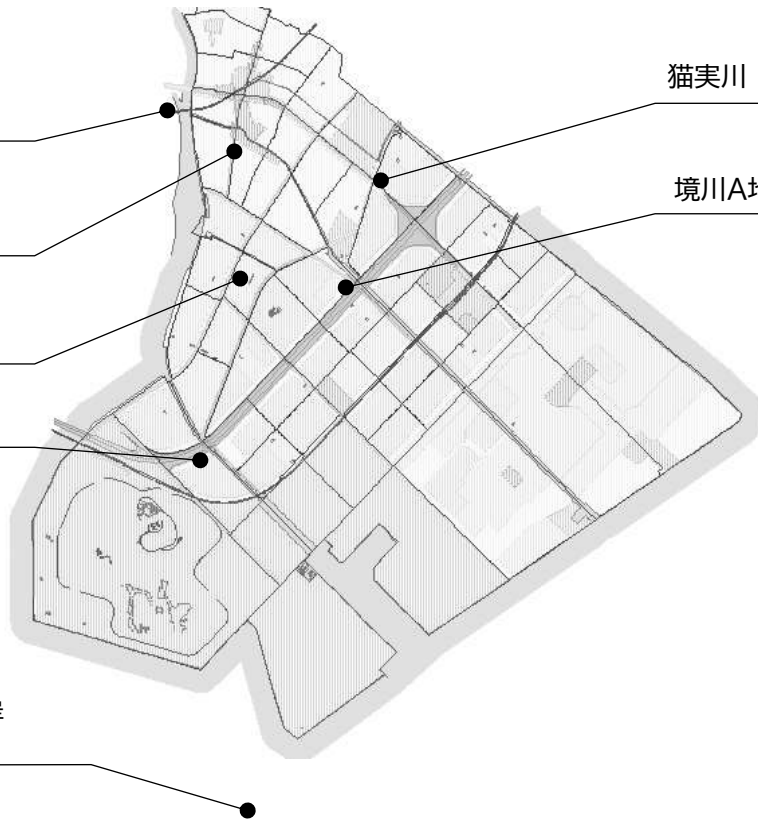
境川B地点 新橋

境川A地点 湾岸道路

堀江川 河口橋

見明川 湾岸道路

東京湾1 浦安沿岸
(千葉県測定地点)



《グラフ・表データ》(河川)

<旧江戸川BOD経年変化> (単位:mg/L)

項目	R2	R3	R4	R5	R6
75%値	1.7	2.0	1.3	2.3	2.2
年平均値	1.5	1.7	1.4	2.0	1.9

<市内河川(猫実川、堀江川、境川(A・B地点)、見明川)(単位:mg/L[pH 以外])>

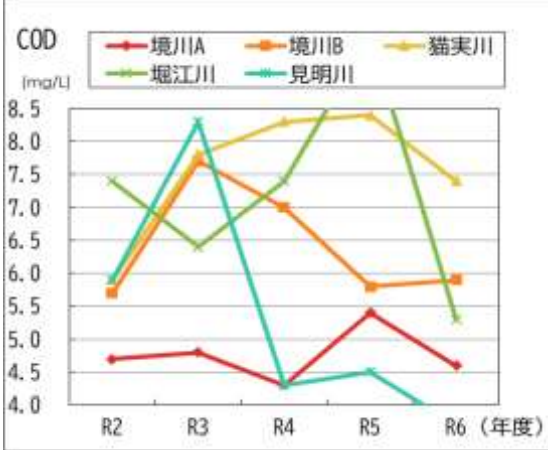
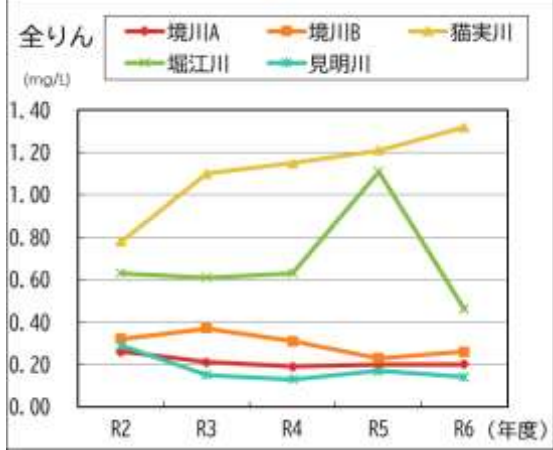
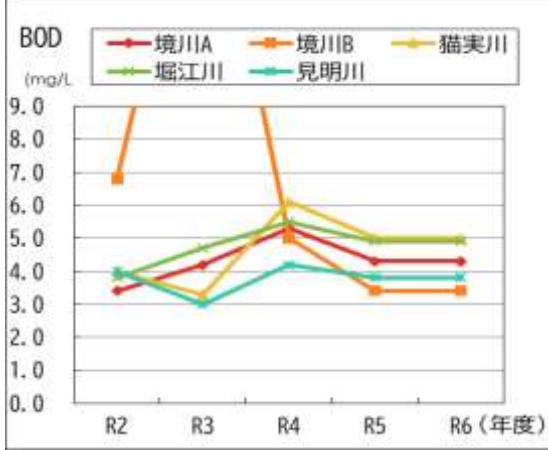
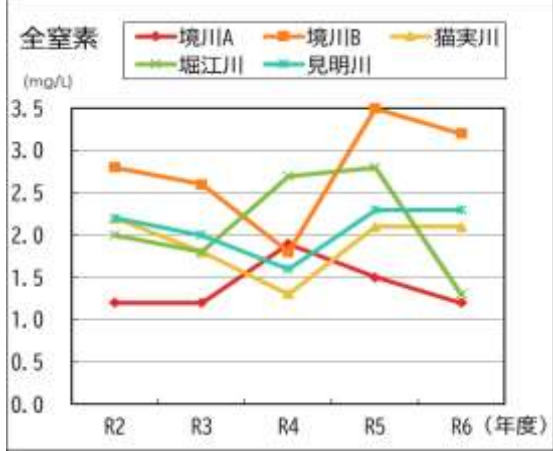
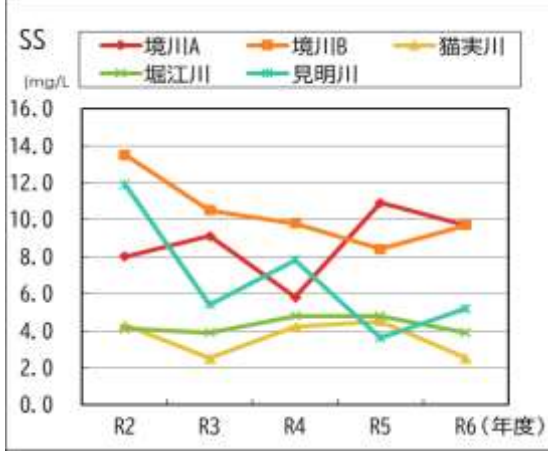
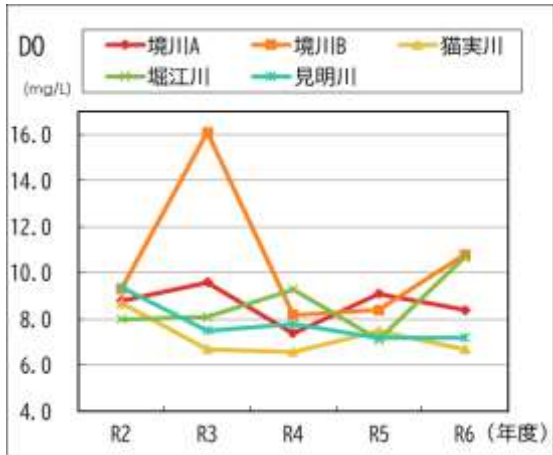
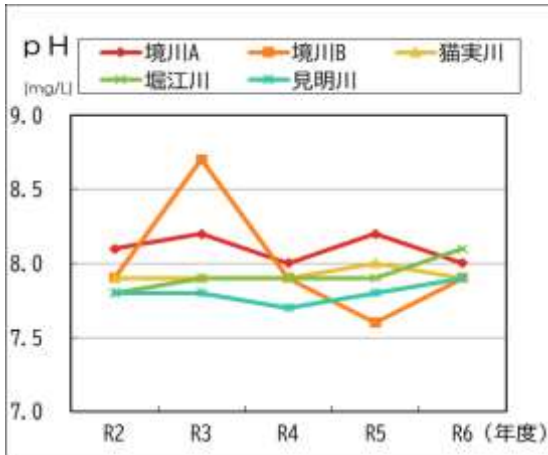
河川	項目	6月	8月	11月	3月	年平均値
境川 A地点	pH	7.7	8.2	8.0	8.2	8.0
	SS	21.0	15.0	1.2	1.5	9.7
	BOD	1.8	6.7	0.6	1.8	2.7
						4.3(75%水質値)
	COD	6.6	6.2	2.2	3.2	4.6
	DO	6.3	10.0	6.8	10.3	8.4
	全窒素 全りん	1.9 0.31	1.0 0.25	1.2 0.16	0.8 0.09	1.2 0.20
境川 B地点	pH	7.3	8.6	7.8	7.9	7.9
	SS	13.6	18.0	3.9	3.2	9.7
	BOD	1.2	8.0	1.0	2.7	3.2
						3.4(75%水質値)
	COD	5.8	7.4	4.4	5.9	5.9
	DO	7.9	14.0	8.9	12.3	10.8
	全窒素 全りん	2.4 0.16	1.9 0.61	3.9 0.16	4.4 0.12	3.2 0.26
猫実川	pH	7.8	7.8	8.1	8.0	7.9
	SS	3.1	1.6	1.8	3.5	2.5
	BOD	2.4	1.3	2.7	4.3	2.7
						5.0(75%水質値)
	COD	6.6	5.6	8.2	9.2	7.4
	DO	6.5	7.3	7.7	5.4	6.7
	全窒素 全りん	1.6 0.97	2.0 0.83	2.0 1.72	2.7 1.76	2.1 1.32
堀江川	pH	7.8	8.2	8.0	8.2	8.1
	SS	6.6	3.3	3.5	2.2	3.9
	BOD	2.4	3.0	0.9	2.7	2.3
						4.9(75%水質値)
	COD	8.0	6.2	3.2	3.8	5.3
	DO	7.7	15.3	9.2	10.7	10.7
	全窒素 全りん	1.7 0.7	1.4 0.7	1.2 0.25	0.9 0.17	1.3 0.46
見明川	pH	7.7	7.8	7.9	8.0	7.9
	SS	4.1	10.8	3.4	2.6	5.2
	BOD	1.5	2.2	0.7	1.7	1.5
						3.8(75%水質値)
	COD	3.8	4.6	3.0	3.4	3.7
	DO	3.9	6.3	8.4	10.0	7.2
	全窒素 全りん	1.6 0.2	1.9 0.17	3.0 0.11	2.5 0.09	2.3 0.14

※BODの環境目標値は、猫実川、堀江川:10 mg/L 以下。境川、見明川:5mg/L 以下。

※河川におけるBODの環境基準や環境目標値の達成状況は 75%水質値で評価する。

※BODの経年変化は一般的には年平均値で概況をみる。

<河川等水質調査結果(経年変化・グラフ)>



C

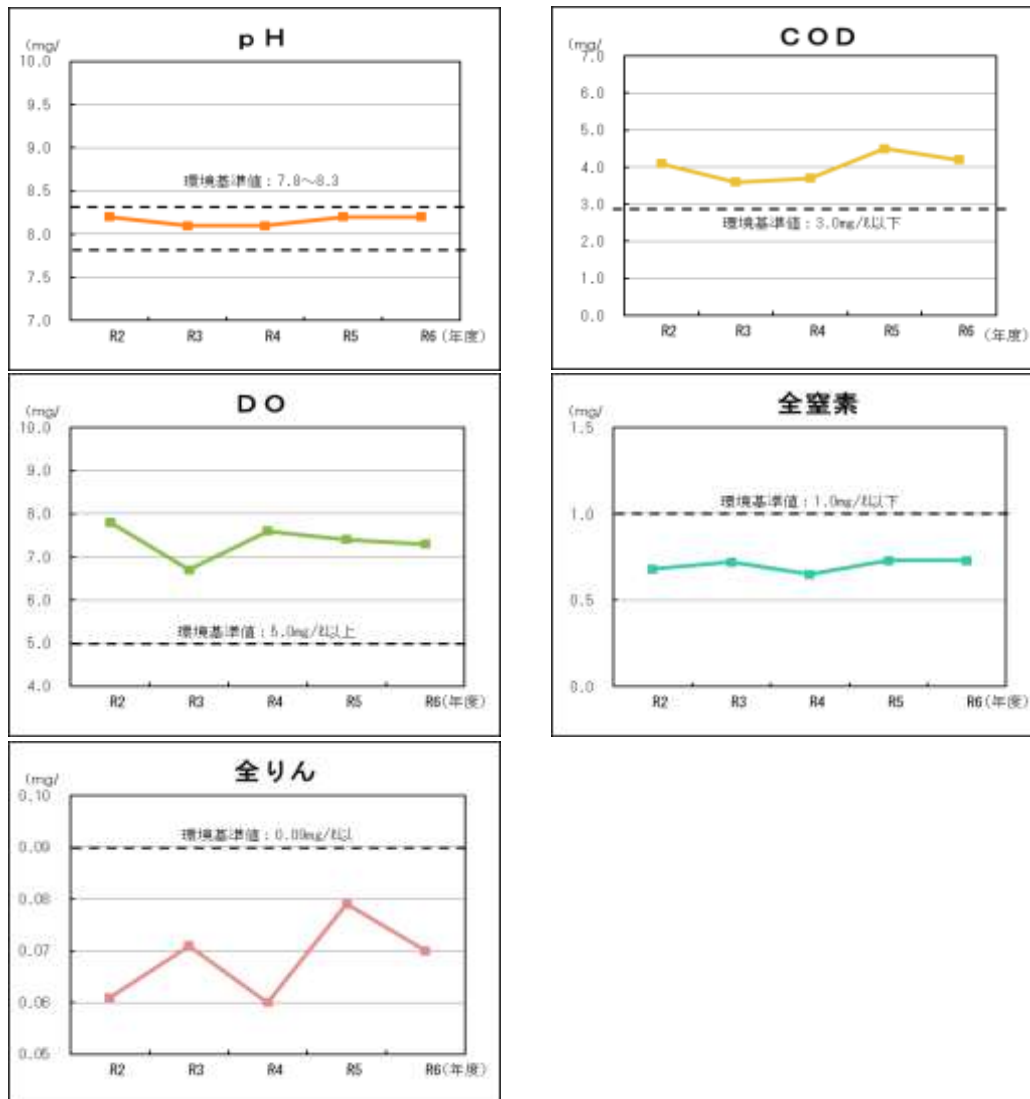
(海域)

<東京湾水質測定結果(経年変化)>

(単位:mg/L〔pH 以外〕)

項目	R2	R3	R4	R5	R6
pH	8.2	8.1	8.1	8.2	8.2
COD	4.1	3.6	3.7	4.5	4.2
	(75%水質値)	(75%水質値)	(75%水質値)	(75%水質値)	(75%水質値)
DO	7.8	6.7	7.6	7.4	7.3
全窒素	0.68	0.72	0.65	0.73	0.73
全りん	0.061	0.071	0.060	0.079	0.070

<東京湾水質測定結果(グラフ)>



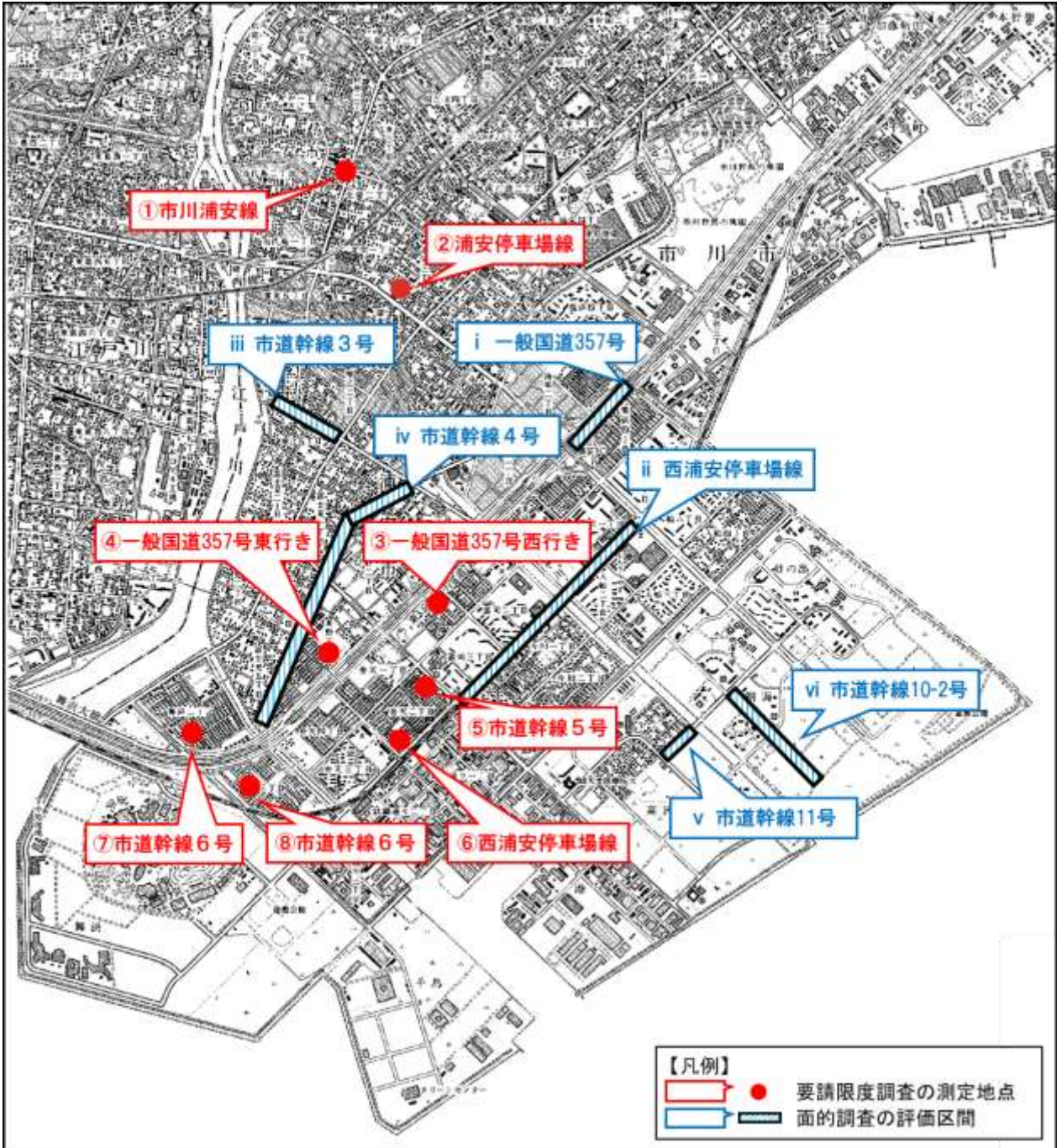
(下水道)

項目	R2	R3	R4	R5	R6
生活排水処理率	97.8%	97.9%	98.0%	98.1%	98.2%
下水道人口普及率	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%
下水道整備率	93.3%	93.4%	93.4%	93.4%	93.4%
水洗化率	97.8%	97.8%	98.0%	98.1%	98.2%

●騒音・振動・その他

《グラフ・表データ》

<自動車騒音要請限度調査測定地点・面的調査評価区間>



<自動車騒音・道路交通振動要請限度調査結果(令和6年度測定)>

No	地点	自動車騒音(dB)				道路交通振動(dB)			
		昼(6~22時)		夜(22~6時)		昼(8~19時)		夜(19~8時)	
		平均値	環境基準 要請限度	平均値	環境基準 要請限度	平均値	要請限度	平均値	要請限度
①	当代島三丁目 (市川浦安線)	69	70 75	64	65 70	31	65	26	60
②	北栄三丁目 (一般県道西浦安停車場線)	68	70 75	65	65 70	43	65	37	60
③	富岡四丁目 (一般国道357号線西行き)	66	70 75	66	65 70	49	65	46	60
④	東野三丁目 (一般国道357号線東行き)	59	70 75	57	65 70	45	65	43	60
⑤	弁天二丁目 (市道幹線5号)	67	70 75	66	65 70	46	65	43	60
⑥	弁天二丁目 (一般県道西浦安停車場線)	67	70 75	63	65 70	45	65	39	60
⑦	舞浜二丁目 (市道幹線6号)	66	70 75	61	65 70	46	65	43	60
⑧	舞浜三丁目 (市道幹線6号)	56	70 75	53	65 70	46	65	42	60

※測定期間 令和7年2月3日(月)~6日(木)の3日間(地点A.C.E.F.H)
令和7年2月3日(月)~7日(金)の3日間(地点B.D.G)

<自動車騒音の常時監視に係る面的調査の結果(令和6年度測定)>

No	路線名	区間延長(km)	総家屋数	基準値内戸数	達成率(%)
i	一般国道357号線	0.4	132	93	70.5%
ii	一般県道西浦安停車場線	1.6	604	604	100%
iii	市道幹線3号	0.3	441	441	100%
iv	市道幹線4号	1.8	1,686	1,682	99.8%
v	市道幹線11号	0.2	158	158	100%
vi	市道幹線10-2号	0.8	535	535	100%
6区間合計		5.1	3,556	3,513	98.8%

※測定期間 令和7年1月29日(16時)~30日(16時)/令和7年1月30日(6時)~31日(6時)

<羽田空港航空機騒音測定結果>

月(測定日数)	単発騒音発生回数					航空機騒音	
	N1 (0~7時)	N2 (7~19時)	N3 (19~22時)	N4 (22~24時)	計	L den(B)※	WECPNL
4月(30日)	114	796	608	138	1,656	46.6	57.0
5月(31日)	140	778	372	121	1,411	46.5	57.9
6月(30日)	126	767	392	105	1,390	44.8	56.1
7月(31日)	53	639	326	132	1,150	45.0	57.1
8月(31日)	65	644	414	183	1,306	47.3	59.3
9月(29日)	118	710	404	153	1,385	46.1	57.3
10月(31日)	98	775	781	207	1,861	47.3	57.3
11月(30日)	84	1,034	849	116	2,083	46.6	56.2
12月(31日)	116	1,061	848	119	2,144	46.3	56.2
1月(31日)	79	1,014	803	121	2,017	45.8	55.9
2月(28日)	75	846	576	83	1,580	44.5	54.8
3月(31日)	92	826	697	136	1,751	47.2	57.2
合計	1,160	9,890	7,070	1,614	19,734	-	-
月平均	96.7	824.2	589.2	134.5	1,644.5	46.3	
日平均	3.2	27.2	19.4	4.4	54.2	-	-

※騒音影響の基準として、平成25年度からの航空機騒音に係る環境基準として採用されているLden(時間帯補正等価騒音レベル)及び、参考として、平成24年度まで航空機騒音の環境基準として使用していたWECPNL(加重等価平均感覚騒音レベル)も記載している。

<地盤沈下測定結果>

標石 番号	地点	標高(m) (R6年1月現在)	変動量(mm)				
			R2年1月	R3年1月	R4年1月	R5年1月	R6年1月
9838	旧浦安町役場前	0.4729	-1.9	7.3	6.5	-3.0	-3.8
90	中央公民館	0.3277	-1.9	7.1	6.5	-2.1	-3.1
U-1	海楽西児童公園	2.7083	-1.1	3.6	9.9	-4.3	-2.8
U-2	東小学校	-0.3184	-1.5	2.9	9.4	-5.0	-3.7
U-3A	富士見5丁目26堤防突	2.3691	-3.6	4.0	5.6	-4.3	-4.3
U-5	江川児童公園	0.6084	-2.5	6.2	7.0	-2.3	-4.7
U-6	堀江4丁目8緑地内	0.3389	-2.2	7.3	6.6	-2.3	-3.7
U-7	善福寺	0.2047	-1.2	5.2	8.3	-4.4	-2.6
U-8	中央公園	1.8595	-3.9	2.8	7.8	-5.4	-7
U-9	鉄鋼通り3丁目緑地内	1.3776	-6.7	1.1	3.3	-9.4	-9.6
U-10	鉄鋼通り2丁目緑地内	1.9933	-6.7	-1.3	5.5	-9.9	-8.1
U-11	今川3丁目14緑地内	1.7654	-6.5	0.2	3.8	-8.6	-7.9
U-13	入船3丁目34緑地内	2.1328	-8.6	-0.5	3.6	-11.2	-10.2
U-14	美浜東第一児童公園	2.1592	-1.4	5.2	7.1	-6.0	-4.3
U-16	舞浜1丁目2	3.2770	-0.4	4.7	7.0	-6.1	-7.6
U-17	千鳥9	1.6589	-5.9	0.6	4.1	-10.6	-9.5
U-18	港75	2.5505	-1.5	2.2	9.3	-6.9	-5.9
U-19	千葉県立浦安南高等学校	3.6150	-8.1	-1.9	4.8	-10.8	-9.6
U-20	高洲中央ポンプ場	3.0773	-3.4	4.8	8.3	-7.0	-4.6
U-22	日の出小学校	3.4626	-1.3	4.5	9.3	-6.5	-4.6

※各地点の変動量は、前年度の標高測定値と比較した数値である。

(例：旧浦安町役場前令和5年1月現在変動量「-3.0mm」=令和5年1月時点標高「472.9mm」-令和4年1月時点標高「475.9mm」)

資料編

1 環境審議会

■浦安市環境審議会委員

令和7年8月現在

区分	役職	氏名	任期
市民	委員	小神 早苗	令和6年8月1日～令和8年7月31日
	委員	亀井 克一	令和6年8月1日～令和8年7月31日
	委員	後藤 敦子	令和6年8月1日～令和8年7月31日
	委員	島野 圭司	令和6年8月1日～令和8年7月31日
	委員	畑山 文恵	令和6年8月1日～令和8年7月31日
学識経験者	会長	奥 真美	令和6年8月1日～令和8年7月31日
	委員	志々目 友博	令和6年8月1日～令和8年7月31日
	委員	中川 直子	令和6年8月1日～令和8年7月31日
	副会長	浜島 裕美	令和6年8月1日～令和8年7月31日
	委員	宮川 正孝	令和6年8月1日～令和8年7月31日
事業者	委員	植木 克弥	令和6年8月1日～令和8年7月31日
	委員	碓井 達郎	令和6年8月1日～令和8年7月31日
	委員	菊間 紀	令和6年8月1日～令和8年7月31日
	委員	弦本 直昭	令和6年8月1日～令和8年7月31日
	委員	松尾 祐輔	令和7年7月1日～令和8年7月31日

■浦安市環境審議会規則

平成 15 年 12 月 26 日 規則第 55 号

(趣旨)

第1条 この規則は、浦安市環境基本条例(平成15年条例第31号)第29条第6項の規定により、浦安市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ互選により選出された委員が会長の職務を代理する。

(平26規則4・一部改正)

(会議)

第3条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

(参考意見の聴取等)

第4条 審議会において、必要があると認めるときは、市職員その他関係者の出席を求め、参考意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境部環境保全課において処理する。

(平19規則23・一部改正)

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第23号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月10日規則第4号)

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第21号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 浦安市環境基本条例

平成 15 年 10 月 1 日 条例第 31 号
改正 平成 25 年 3 月 29 日 条例第 16 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 環境の保全に関する基本的施策

第 1 節 施策の策定等に係る基本方針(第 8 条)

第 2 節 施策の策定等に当たっての措置(第 9 条)

第 3 節 環境基本計画等(第 10 条・第 11 条)

第 4 節 環境の保全に関する施策等(第 12 条—第 25 条)

第 3 章 地球環境の保全に関する施策(第 26 条)

第 4 章 浦安市環境審議会(第 27 条—第 29 条)

附則

浦安は、三方を海と川に囲まれ、長年にわたり、恵まれた自然の下で漁業を中心として栄え、独自の生活や地域文化を培ってきた。しかし、その後の海面の埋立てや交通機関の整備などにより、まちは大きく変ぼうし、他に例をみないほどの発展を遂げている。

私たちはこれまで、製紙工場による悪水放流事件における抗議行動など、浦安の良好な環境を守るため力を合わせてきた。

しかし一方では、今日、自らを省みると、生活の便利さや物質的な豊かさを求めて、資源やエネルギーを大量に消費する生活を続けている。このような私たちの生活は、身近な自然の減少や大気汚染、水質汚濁等の公害の拡大、廃棄物の増加などによる環境問題を発生させ、さらには人類の存在基盤である地球自体の環境を脅かすに至っている。

私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境の恵沢を享受できるようにするとともに、人類の存在基盤である環境を将来に引き継ぐ責務を有していることを深く自覚しなければならない。さらには、先人たちの知恵や経験を受け継ぎながら、すべての者がそれぞれの責務を積極的に果たし、自ら参加し、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会を協働して形成しなければならない。

このような認識の下、私たちは、英知と総力を結集して、人と自然とが共生する水と緑で囲まれた快適な環境都市としての浦安を創り上げ、その環境の保全を推進することを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全(良好な自然環境が回復する条件の創出及び良好な生活環境の創出を含む。以下同じ。)について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び滞在者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影

響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(4) 滞在者等 市内に滞在し、又は市内を通過する者をいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を確保するとともにこれが将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、すべての者が、それぞれの立場に応じた役割分担の下に、環境への負荷をできる限り低減すること及び持続的な発展が可能な社会が構築されることを旨として行われなければならない。

3 環境の保全は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識し、人と自然とが共生していくことを旨とし、海と川に接した特性を生かして自然と文化の調和のとれた快適な環境を実現していくように行われなければならない。

4 環境の保全は、地域における日常生活や事業活動が地球全体の環境と深くかかわっていることを認識して、地球環境の保全に資するように行われなければならない。

5 環境の保全は、すべての者が、それぞれの責務を自覚し、協働して行われなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める環境の保全に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自らの事務事業の執行に伴う環境への負荷の低減に率先して努めなければならない。

3 市は、環境の保全のために広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その施策の推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

- 3 前 2 項に定めるもののほか、事業者は、基本理念のっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、事業者は、基本理念のっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第 6 条 市民は、基本理念のっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念のっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者等の責務)

- 第 7 条 滞在者等は、基本理念のっとり、その滞在又は通過に伴う環境への負荷を低減し、及び市が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第 2 章 環境の保全に関する基本的施策

第 1 節 施策の策定等に係る基本方針

(施策の基本方針)

- 第 8 条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念のっとり、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行わなければならない。
- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
 - (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、本市の多様な自然環境が体系的に保全されること。
 - (3) 市民と自然との豊かな触れ合いが保たれること。
 - (4) 潤いと安らぎのある都市空間の形成、人にやさしい施設の整備、歴史的文化的資源の保全及び活用がされること。
 - (5) 環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用、廃棄物の減量等が図られること。
 - (6) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に資する取組がされること。

第 2 節 施策の策定等に当たった措置

- 第 9 条 市は、すべての施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念のっとり、環境への負荷の低減その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第 3 節 環境基本計画等

(環境基本計画の策定)

- 第 10 条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な

計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及びこれらの者の組織する団体(以下「市民等」という。)の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、浦安市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 6 前 3 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

- 第 11 条 市長は、毎年、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第 4 節 環境の保全に関する施策等

(環境基本計画との整合)

- 第 12 条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境影響評価の推進)

- 第 13 条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、事前に環境影響評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制等)

- 第 14 条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講じなければならない。
- 2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し必要な規制の措置を講じなければならない。
 - 3 前 2 項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するために、必要な規制、指導その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境保全協定)

- 第 15 条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、その事業者と環境の保全に関する必要な協定を締結するよう努めるものとする。

(経済的措置)

- 第 16 条 市は、市民等が自ら行う環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全に資する活動を促進するため、必要かつ適正な助成その他の経済的措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下この

項において「負荷活動」という。)を行う者を自らその負荷活動に係る環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導することを目的としてその者に対して適正な経済的負担を求める措置についての調査及び研究を行い、その措置が特に必要であるときは、市民等の理解の下に、その措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備等)

第 17 条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用の促進等)

第 18 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように努めるものとする。

(環境の保全に関する教育及び学習の振興等)

第 19 条 市は、環境の保全について、教育及び学習の振興並びに広報活動の充実を図ることにより、市民等が環境の保全についての理解を深めるとともに、市民等の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動を促進するための措置)

第 20 条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 21 条 市は、第 19 条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の市民等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第 22 条 市は、環境の保全に関する施策の策定に当たっては、市民等の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第 23 条 市は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第 24 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第 25 条 市は、環境の保全に関する施策の総合的な調整及び計画的な推進を図るために必要な体制の整備に努めるものとする。

第 3 章 地球環境の保全に関する施策

(地球環境の保全に資する施策)

第 26 条 市は、市民等と連携して地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体及びその他の関係団体と連携し、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 4 章 浦安市環境審議会

(設置)

第 27 条 本市に、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定により、浦安市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 28 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 第 10 条第 4 項(同条第 6 項において準用する場合を含む。)の規定による環境基本計画に関する事項
 - (2) 環境の保全に関する基本的事項及び重要事項
- 2 審議会は、前項の規定により調査審議するほか、環境の保全に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 29 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
 - (2) 事業者
 - (3) 学識経験者
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は、当然退職するものとする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(浦安市環境審議会条例の廃止)

2 浦安市環境審議会条例(昭和 47 年条例第 11 号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の浦安市環境審議会条例(以下この項において「旧審議会条例」という。)第 3 条第 1 項の規定により委嘱された浦安市環境審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、第 29 条第 2 項の規定

により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第 3 項の規定にかかわらず、同日における旧審議会条例第 3 条 第 1 項の規定により委嘱された旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 4 この条例の施行前に旧審議会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審議会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審議会がした調査審議の手続は審議会がした調査審議の手続とみなす。

(審議会の委員の任期の特例)

- 5 平成 25 年度において委嘱される審議会の委員の任期は、第 29 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 26 年 7 月 31 日までとする。

(平 25 条例 16・一部改正)

附則(平成 25 年 3 月 29 日条例第 16 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する

3 浦安市環境保全条例

平成 20 年 12 月 25 日 条例第 36 号
改正 令和 3 年 3 月 12 日 条例第 8 号

目次

前文

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)
- 第 2 章 環境の保全に関する施策(第 4 条—第 9 条)
- 第 3 章 公害の防止
 - 第 1 節 ばい煙等に関する規制等(第 10 条—第 23 条)
 - 第 2 節 騒音又は振動に関する規制等
 - 第 1 款 騒音等特定施設及び特定作業(第 24 条—第 35 条)
 - 第 2 款 特定建設作業(第 36 条—第 38 条)
 - 第 3 款 拡声機の使用及び夜間の飲食店営業等(第 39 条—第 43 条)
 - 第 3 節 自動車の排出ガス等に関する規制等(第 44 条—第 46 条)
 - 第 4 節 地盤の沈下等に関する規制(第 47 条—第 57 条)
- 第 4 章 良好な生活環境の保持等(第 58 条—第 62 条)
- 第 5 章 地球環境の保全(第 63 条—第 66 条)
- 第 6 章 雑則(第 67 条—第 70 条)
- 第 7 章 罰則(第 71 条—第 74 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、浦安市環境基本条例(平成 15 年条例第 31 号)の本旨にのっとり、環境の保全に関し市の施策を定めてこれを推進し、及び公害の防止のための規制その他の措置を講ずることにより、環境の保全を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 浦安市環境基本条例第 2 条第 1 号に規定する環境への負荷をいう。
- (2) 地球環境の保全 浦安市環境基本条例第 2 条第 2 号に規定する地球環境の保全をいう。
- (3) 公害 浦安市環境基本条例第 2 条第 3 号に規定する公害をいう。
- (4) 滞在者等 浦安市環境基本条例第 2 条第 4 号に規定する滞在者等をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、浦安市環境基本条例の例による。

(責務)

第 3 条 市、事業者、市民及び滞在者等は、浦安市環境基本条例第 3 条に定める環境の保全に関する基本理念にのっとり、環境の保全が図られるように、それぞれの立場において、同条例第 4 条から第 7 条までに規定する責務を果たさなければならない。

第 2 章 環境の保全に関する施策

(大気のための施策)

第 4 条 市は、自然エネルギー(太陽光、太陽熱、バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。))をいう。)を利用して得ることのできるエネルギーその他環境の保全上の支障を生じさせないエネルギーをいう。以下同じ。)の活用及びエネルギーの使用の合理化(一定の目的を達成するためのエネルギーの使用に際して、より少ないエネルギーで同一の目的を達成するために徹底的な効率の向上を図ることをいう。以下同じ。)に関する知識の普及及び啓発その他の大気保全に係る施策を実施するものとする。

(公共用水域の水質の保全のための施策)

第 5 条 市は、生活排水(水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)第 2 条第 9 項に規定する生活排水をいう。以下同じ。)その他の排水による公共用水域(同条第 1 項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)の水質の汚濁の防止に関する知識の普及及び啓発その他の公共用水域の水質の保全に係る施策を実施するものとする。

(地盤の沈下等の防止のための施策)

第 6 条 市は、地盤の沈下、地下水位の著しい低下、土壌の汚染及び地下水の汚染の防止に関する知識の普及及び啓発その他の地盤の沈下、地下水位の著しい低下、土壌の汚染及び地下水の汚染の防止に係る施策を実施するものとする。

(騒音等の防止のための施策)

第 7 条 市は、騒音、振動及び悪臭の防止に関する知識の普及及び啓発その他の騒音、振動及び悪臭の防止に係る施策を実施するものとする。

(航空機騒音の調査及び公表)

第 8 条 市長は、航空機の騒音の防止に資するため、必要に応じ航空機の騒音の状況を調査し、その結果を公表するものとする。

(自動車の使用に伴う公害の防止のための施策)

第 9 条 市は、環境への負荷がより少ない自動車への転換の促進、自動車の使用の合理化の促進、道路環境の改善並びにこれらに関する知識の普及及び啓発その他の自動車の使用に伴う公害の防止に係る施策を実施するものとする。

第 3 章 公害の防止

第 1 節 ばい煙等に関する規制等

(定義)

第 10 条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ばい煙 大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)第 2 条第 1 項に規定するばい煙をいう。
- (2) 粉じん 大気汚染防止法第 2 条第 7 項に規定する粉じんをいう。
- (3) ばい煙特定施設 工場又は事業場(以下「工場等」という。)に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出

するものうち、当該施設から排出されるばい煙が大気
の汚染の原因となるものであって規則で定めるものをいう。
(4) 規制基準 ばい煙特定施設において発生し、排出口か
ら大気中に排出されるばい煙の量の許容限度をいう。

(規制基準)

第 11 条 市長は、規制基準を規則で定めるものとする。
2 市長は、規制基準を定めようとするときは、浦安市環境
審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければ
ならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様
とする。

(規制基準の遵守義務)

第 12 条 ばい煙特定施設を設置している者は、当該ばい
煙特定施設に係る規制基準を遵守しなければならない。

(ばい煙特定施設の設置の届出)

第 13 条 ばい煙特定施設を設置しようとする者は、規則で
定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なけ
ればならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び
代表者の氏名）
 - (2) 工場等の名称及び所在地
 - (3) ばい煙特定施設の種類
 - (4) ばい煙特定施設の構造
 - (5) ばい煙特定施設の使用の方法
 - (6) ばい煙の処理の方法
 - (7) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出には、当該ばい煙特定施設の配
置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第 14 条 一の施設がばい煙特定施設となった際現にその施
設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）
は、当該施設がばい煙特定施設となった日の翌日から起
算して 30 日以内に、規則で定めるところにより、前条第 1
項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
2 前条第 2 項の規定は、前項の規定による届出について
準用する。

(ばい煙特定施設の変更等の届出)

第 15 条 第 13 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による
届出をした者は、その届出に係る第 13 条第 1 項第 3 号
から第 6 号までに掲げる事項の変更しようとするときは、
規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なけれ
ばならない。
2 第 13 条第 2 項の規定は、前項の規定による届出につ
いて準用する。

(計画変更勧告)

第 16 条 市長は、第 13 条第 1 項又は前条第 1 項の規
定による届出があった場合において、その届出に係るばい
煙特定施設において発生するばい煙の量が規制基準に
適合しないことによりそのばい煙特定施設の設置に係る工
場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その
届出があった日の翌日から起算して 60 日以内に限り、そ
の届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な
限度において、ばい煙特定施設の構造若しくは使用の方
法又はばい煙の処理の方法に関する計画を変更すべきこ
とを勧告することができる。

(実施の制限)

第 17 条 第 13 条第 1 項に規定するばい煙特定施設を
設置しようとする者又は第 15 条第 1 項の規定により届
け出なければならない事項の変更しようとする者は、当
該事項に係る届出をした日の翌日から起算して 60 日
を経過した日以後でなければ、それぞれの届出に係るばい
煙特定施設を設置し、又はばい煙特定施設の構造若し
くは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法を変更して
はならない。
2 市長は、第 13 条第 1 項又は第 15 条第 1 項の規定に
よる届出に係る工場等の周辺の生活環境が損なわれな
いと認めるときは、前項に規定する期間を短縮すること
ができる。

(氏名の変更等の届出)

第 18 条 第 13 条第 1 項又は第 14 条第 1 項の規定に
よる届出をした者は、その届出に係る第 13 条第 1 項第
1 号若しくは第 2 号に掲げる事項に変更があったとき、又
はその届出に係るばい煙特定施設の使用を廃止したとき
は、その変更の日又は廃止の日の翌日から起算して 30
日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第 19 条 第 13 条第 1 項又は第 14 条第 1 項の規定に
よる届出をした者から、その届出に係るばい煙特定施設を
譲り受け、又は借り受けた者は、当該ばい煙特定施設に
係る当該届出をした者の地位を承継する。
2 第 13 条第 1 項又は第 14 条第 1 項の規定による届出
をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る
ばい煙特定施設を承継させるものに限る。）があったとき
は、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設
立した法人又は分割により当該ばい煙特定施設を承継
した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
3 前 2 項の規定により、第 13 条第 1 項又は第 14 条第
1 項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、そ
の承継があった日の翌日から起算して 30 日以内に、その
旨を市長に届け出なければならない。

(改善勧告、改善命令等)

第 20 条 市長は、ばい煙特定施設において発生するばい
煙が規制基準に適合しないことによりその工場等の周辺
の生活環境が損なわれると認めるときは、当該ばい煙特
定施設を設置している者に対し、期限を定めて、その事態
を除去するために必要な限度において、ばい煙特定施設
の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法
を改善し、又はばい煙特定施設の使用の一時停止をす
べきことを勧告することができる。
2 市長は、第 16 条の規定による勧告を受けた者がその勧
告に従わないでばい煙特定施設を設置しているとき、又は
前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わない
ときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ず
ることができる。
3 前 2 項の規定は、第 14 条第 1 項の規定による届出を
した者の当該届出に係るばい煙特定施設については、同
項に規定するばい煙特定施設となった日の翌日から起算
して 1 年間は、適用しない。ただし、その者が第 15 条第
1 項の規定による届出をした場合において当該届出があ
った日の翌日から起算して 60 日を経過したときは、この限り
でない。

(事故時の措置等)

- 第 21 条 ばい煙特定施設を設置している者は、ばい煙特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙が大気中に排出されたことにより当該工場等の周辺の生活環境が損なわれるおそれがあるときは、直ちに、その事故についての応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めなければならない。
- 2 前項の場合においては、ばい煙特定施設を設置している者は、直ちに、その事故の状況を市長に通報しなければならない。
- 3 市長は、第 1 項の事故に係るばい煙特定施設を設置している者が同項の応急の措置を講じていないと認めるときは、当該者に対し、期限を定めて、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(ばい煙の量の測定等)

- 第 22 条 ばい煙特定施設を設置している者は、当該ばい煙特定施設の排出口から大気中に排出されるばい煙の量を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(粉じんの飛散の防止)

- 第 23 条 建築物の所有者又は占有者は、市民の健康に係る被害を防止するため、粉じんのうち規則で定めるものの飛散の防止のための措置を講じなければならない。

第 2 節 騒音又は振動に関する規制等

第 1 款 騒音等特定施設及び特定作業

(定義)

- 第 24 条 この款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 騒音等特定施設 工場等に設置される施設のうち、著しい騒音又は振動（以下「騒音等」という。）を発生させる施設であって規則で定めるものをいう。
- (2) 特定作業 著しい騒音等を発生する作業のうち、業として行われる作業であって規則で定めるものをいう。
- (3) 規制基準 騒音等特定施設を設置する工場等又は特定作業を行う工場等（以下「特定工場等」という。）において発生する騒音等の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

(規制基準)

- 第 25 条 市長は、規制基準を規則で定めるものとする。
- 2 市長は、規制基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(規制基準の遵守義務)

- 第 26 条 特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

(騒音等特定施設の設置の届出)

- 第 27 条 工場等（騒音等特定施設が設置されていないものに限る。）に騒音等特定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）
- (2) 工場等の名称及び所在地

- (3) 騒音等特定施設の種類及び能力ごとの数
- (4) 騒音等の防止の方法
- (5) 騒音等特定施設の使用の方法
- (6) その他規則で定める事項

- 2 前項の規定による届出には、当該騒音等特定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(特定作業の実施の届出)

- 第 28 条 工場等（特定作業を行っていないものに限る。）において特定作業を行おうとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）
- (2) 特定作業を行う場所
- (3) 特定作業を行う期間及び時間
- (4) 特定作業で使用する施設及びその能力ごとの数
- (5) 騒音等の防止の方法
- (6) その他規則で定める事項

- 2 前項の規定による届出には、当該特定作業に使用される施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

- 第 29 条 一の施設が騒音等特定施設となった際現に工場等（その施設以外の騒音等特定施設が設置されていないものに限る。）にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）又は一の作業が特定作業となった際現に工場等（その作業以外の特定作業が行われていないものに限る。）においてその作業を行っている者（その作業の目的に係る施設の設置の工事を行っている者を含む。）は、当該施設が騒音等特定施設となった日又は当該作業が特定作業となった日の翌日から起算して 30 日以内に、規則で定めるところにより、それぞれ第 27 条第 1 項各号又は前条第 1 項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- 2 第 27 条第 2 項の規定は前項の規定による騒音等特定施設に係る届出について、前条第 2 項の規定は前項の規定による特定作業に係る届出について準用する。

(騒音等特定施設等の変更等の届出)

- 第 30 条 第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る第 27 条第 1 項第 3 号から第 5 号まで又は第 28 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 5 号若しくは第 28 条第 1 項第 3 号に掲げる事項の変更が規則で定める範囲内である場合又は第 27 条第 1 項第 4 号若しくは第 28 条第 1 項第 4 号若しくは第 5 号に掲げる事項の変更が当該特定工場等において発生する騒音等の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。

- 2 第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出をした者は、当該特定工場等に設置している騒音等特定施設以外の施設が騒音等特定施設となったとき、又は当該特定工場等で行っている特定作業以外の作業が特定作業となったときは、当該騒音等特定施設以外の施設が騒音等特定施設となった日又は当該特定作業以外の作業が特定作業となった日の翌日から

起算して 30 日以内に、規則で定めるところにより、それぞれ第 27 条第 1 項各号又は第 28 条第 1 項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- 3 第 27 条第 2 項の規定は前 2 項の規定による騒音等特定施設に係る届出について、第 28 条第 2 項の規定は前 2 項の規定による特定作業に係る届出について準用する。

(計画変更勧告)

第 31 条 市長は、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定工場等において発生する騒音等が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出があった日の翌日から起算して 30 日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法、騒音等特定施設の使用の方法若しくは配置又は特定作業の作業時間に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(実施の制限)

第 32 条 第 27 条第 1 項に規定する騒音等特定施設を設置しようとする者、第 28 条第 1 項に規定する特定作業を行おうとする者又は第 30 条第 1 項の規定により届け出なければならない事項の変更をしようとする者は、当該事項に係る届出をした日の翌日から起算して 30 日を経過した日以後でなければ、それぞれの届出に係る騒音等特定施設を設置し、特定作業を開始し、又は同項の規定により届け出なければならない事項を変更してはならない。

- 2 市長は、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定による届出に係る特定工場等の周辺的生活環境が損なわれないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第 33 条 第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る第 27 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号若しくは第 28 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定工場等に設置する騒音等特定施設のすべての使用を廃止したとき、若しくは特定工場等で行う特定作業のすべてを行わなくなったときは、その変更の日又は廃止の日若しくは行わなくなった日の翌日から起算して 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第 34 条 第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の規定による届出をした者から、その届出に係る特定工場等に設置する騒音等特定施設又は特定工場等で行う特定作業に使用される施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者は、当該騒音等特定施設又は当該特定作業に係る当該届出をした者の地位を承継する。

- 2 第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定工場等に設置する騒音等特定施設又は特定工場等で行う特定作業に使用される施設のすべてを承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法

人又は分割により当該騒音等特定施設若しくは当該特定作業に使用される施設のすべてを承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

- 3 前 2 項の規定により、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日の翌日から起算して 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(改善勧告、改善命令等)

第 35 条 市長は、特定工場等において発生する騒音等が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法を改善し、又は騒音等特定施設の使用の方法若しくは配置若しくは特定作業の作業時間の変更をすべきことを勧告することができる。

- 2 市長は、第 31 条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで騒音等特定施設を設置し、若しくは特定作業を行っているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

- 3 前 2 項の規定は、第 29 条第 1 項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、同項に規定する騒音等特定施設となった日又は特定作業となった日の翌日から起算して 1 年間は、適用しない。ただし、その者が第 30 条第 1 項の規定による届出をした場合において当該届出があった日の翌日から起算して 30 日を経過したときは、この限りでない。

第 2 款 特定建設作業

(定義)

第 36 条 この款において「特定建設作業」とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音等を発生する作業であって規則で定めるものをいう。

(特定建設作業の実施の届出)

第 37 条 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の 7 日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）
 - (2) 建設工事に目的に係る施設又は工作物の種類
 - (3) 特定建設作業を行う場所及び期間
 - (4) 騒音等の防止の方法
 - (5) その他規則で定める事項
- 2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- 3 前 2 項の規定による届出には、当該特定建設作業を行う場所の付近の見取図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(改善勧告、改善命令等)

第 38 条 市長は、特定建設作業に伴って発生する騒音等が規則で定める基準に適合しないことによりその特定建設

作業を行う場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。
- 3 市長は、第 1 項の規則で定める基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第 3 款 拡声機の使用及び夜間の飲食店営業等

(拡声機の使用の規制)

第 39 条 拡声機を使用する者は、区域ごとの音量、使用禁止時間その他の事項について規則で定める基準（以下この款において「使用基準」という。）を遵守しなければならない。

- 2 前項の規定は、次に掲げる放送については、適用しない。
 - (1) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）の定めるところにより選挙運動又は選挙における政治活動を行うためにする拡声機の使用
 - (2) 国又は地方公共団体の業務を行うためにする拡声機の使用
 - (3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める学校、専修学校若しくは各種学校又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定める児童福祉施設の行事を行うためにする拡声機の使用
 - (4) 公共輸送機関の業務のうち旅客等の安全な輸送を行うためにする拡声機の使用
 - (5) 災害、事故等における警戒活動若しくは救助活動又は防犯活動を行うためにする拡声機の使用
 - (6) 電気、ガス、水道又は電気通信の事業に関する緊急の広報活動を行うためにする拡声機の使用
 - (7) 祭礼、運動会等地域の慣習としての行事を行うためにする拡声機の使用
- 3 市長は、使用基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(警告及び命令)

第 40 条 市長は、前条第 1 項の規定に違反して拡声機が使用されたことによりその周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該違反行為を行っている者に対し、必要な警告を発し、又はその事態を除去するために必要な限度において、違反行為の停止その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(飲食店営業等に係る騒音の規制等)

- 第 41 条 飲食店営業その他の規則で定める営業（以下「飲食店営業等」という。）を行う者は、飲食店営業等に係る夜間（午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間をいう。以下同じ。）における騒音（音響機器音、楽器音その他客の出入りに伴う騒音を含む。次条において同じ。）の発生については、規則で定める基準を遵守しなければならない。
- 2 市長は、前項の規則で定める基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(改善勧告及び改善命令)

- 第 42 条 市長は、飲食店営業等に係る夜間における騒音が前条第 1 項の規則で定める基準に適合しないことにより当該騒音を発生する場所の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該営業を行う者に対し、期限を定めて、当該騒音の防止の方法の改善、当該営業の時間の制限その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで飲食店営業等を行っているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(飲食店営業等に係る利用者の責務)

第 43 条 夜間において、飲食店営業等を行う場所を利用する者は、みだりに、付近の静穏を害する行為をしてはならない。

第 3 節 自動車の排出ガス等に関する規制等

(自動車の運転者等の義務等)

- 第 44 条 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車（同条第 3 項に規定する原動機付自転車を含む。以下同じ。）を運転する者は、アイドリング・ストップ（自動車を駐車し、又は停車するときに、当該自動車の原動機を停止することをいう。以下同じ。）等を行うことにより、自動車から発生する排出ガス及び騒音を最小限度にとどめるよう努めなければならない。
- 2 規則で定める規模以上の駐車場の設置者及び管理者は、当該駐車場を利用する者が駐車時にアイドリング・ストップをするよう周知しなければならない。
 - 3 自動車を使用し、又は所有する者（以下「使用者等」という。）は、自動車の必要な整備をすることにより、自動車から発生する排出ガス及び騒音を最小限度にとどめるよう努めなければならない。
 - 4 市長は、前 3 項に規定する者に対し、それぞれ当該各項の規定を遵守して当該各項に規定する行為を実施するために必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

(自動車の使用抑制)

- 第 45 条 事業を営む使用者等は、合理的な運行管理、共同輸配送（事業者が共同して荷物等の輸送又は配送を行うことをいう。）の採用その他の輸送効率の向上等により、当該事業の用に供する自動車の走行量を抑制するよう努めなければならない。
- 2 前項に規定するもののほか、使用者等は、日常生活その他の活動において公共交通機関の利用等により、自動車の使用を抑制するよう努めなければならない。

(低公害車等の購入等)

- 第 46 条 自動車を購入し、又は使用しようとする者は、低公害車（窒素酸化物、粒子状物質等の排出がないか、又はその量が相当程度少ない自動車で規則で定めるものをいう。）又は排出ガスの発生量がより少ない自動車を購入し、又は優先して使用するよう努めなければならない。
- ### 第 4 節 地盤の沈下等に関する規制

(揚水施設の構造基準及び採取量の制限等)

第 47 条 何人も、市内において、地下水の利用を目的として、動力を用いて地下水を採取するための施設（以下

「揚水施設」という。)を用いて地下水を採取しようとするときは、当該揚水施設の揚水機の吐出口の断面積(揚水機が複数あるときは、すべての揚水機の吐出口の断面積の合計。以下同じ。)の上限を21平方センチメートルとし、揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートルを超える場合はストレーナーの位置を、揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートル以下の場合には揚水機の出力を規則で定める基準に適合させなければならない。

- 2 市内において、地下水の利用を目的として、揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートル以下の揚水施設を用いて地下水を採取する者は、規則で定める採取量を超えて地下水を採取してはならない。
- 3 次に掲げる揚水施設については、前2項の規定は、適用しない。
 - (1) 温泉法(昭和23年法律第125号)第11条第1項の規定による許可が必要な揚水施設
 - (2) 工業用水法(昭和31年法律第146号)第3条第1項の規定による許可が必要な揚水施設
 - (3) 建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和37年法律第100号)第4条第1項の規定による許可が必要な揚水施設
 - (4) 千葉県環境保全条例(平成7年千葉県条例第3号)第39条第1項の規定による許可が必要な揚水施設
 - (5) 非常災害用等公益上必要と市長が認める揚水施設
 - (6) 特定の作業その他臨時的な用に供する揚水施設であって、市長が必要と認めるもの
- 4 市長は、第1項の規則で定める基準又は第2項の規則で定める採取量(以下「構造基準等」という。)を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(揚水施設の設置の届出)

第48条 市内において、揚水施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名)
 - (2) 揚水施設の設置の場所
 - (3) 揚水機の出力及び揚水能力
 - (4) 1日当たりの最大採取量及び月平均採取量
 - (5) ストレーナーの位置及び吐出口の断面積
 - (6) 地下水の用途
 - (7) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出には、当該揚水施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第49条 構造基準等が変更された際に前条第1項の規定による届出がされている揚水施設であって、変更後の構造基準等に適合しないこととなるものがあるときは、市長が告示で指定する日から起算して1年を経過する日までの間に限り、当該揚水施設は、構造基準等に適合したものとみなす。

(揚水施設の変更の届出)

第50条 第48条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る同項第3号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(計画変更勧告)

第51条 市長は、第48条第1項又は前条の規定による届出があった場合において、その届出に係る揚水施設が構造基準等に適合しないときは、その届出があった日の翌日から起算して30日以内に限り、その届出をした者に対し、揚水施設が構造基準等に適合するよう揚水施設に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(実施の制限)

- 第52条 第48条第1項に規定する揚水施設を設置しようとする者又は第50条の規定により届け出なければならない事項の変更をしようとする者は、これらの規定による届出をした日の翌日から起算して30日を経過した日以後でなければ、当該届出に係る揚水施設を設置し、又は同項第3号から第6号までに掲げる事項を変更してはならない。
- 2 市長は、第48条第1項又は第50条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名等の変更等の届出)

第53条 第48条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第48条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る揚水施設の使用を廃止したときは、その変更又は廃止の日の翌日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

- 第54条 第48条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る揚水施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該揚水施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。
- 2 第48条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る揚水施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該揚水施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
- 3 前2項の規定により、第48条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日の翌日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(改善勧告及び改善命令)

- 第55条 市長は、揚水施設が構造基準等に適合しないときは、当該揚水施設を設置している者に対し、期限を定めて、構造基準等に適合するよう当該揚水施設を変更すべきことを勧告することができる。
- 2 市長は、第51条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで揚水施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(地下水の採取量の測定、記録及び報告)

第56条 市内において、揚水施設を設置している者のうち、規則で定める者は、規則で定めるところにより、当該届出に係る揚水施設に係る地下水の採取量を測定し、その結果を記録するとともに、その内容を市長に報告しなければならない。

ならない。

(地下水の採取量の減少勧告)

第 57 条 市長は、湧水等による地下水の著しい低下により地盤沈下の発生等生活環境に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、揚水施設により地下水を採取している者に対し、地下水の採取量を減少すべきことを勧告することができる。

第 4 章 良好な生活環境の保持等

(近隣の生活環境への配慮)

第 58 条 市民は、日常生活に伴って発生する音、振動又はにおいにより近隣の生活環境を損なうことのないよう相互に配慮し合い、良好な生活環境の保持に自ら努めなければならない。

2 事業者は、自らの事業活動に伴って発生する音、振動又はにおいにより近隣の生活環境を損なってはならない。

(生活排水の排出における調理くずの適正な処理等)

第 59 条 市民及び滞在者等は、生活排水を排出するときは、調理くず、廃食油等の処理を適正に行うとともに、洗剤の使用に当たっては使用する量を少なくするなど、環境に配慮した使用に努めなければならない。

(資材等の崩落等の防止)

第 60 条 事業者は、その事業に使用する資機材又はその事業により生じた廃材等若しくは土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。）（以下「資材等」という。）が、他の場所に崩落し、飛散し、又は流出しないよう必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、資材等が他の場所に崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、これらを防止するために必要な措置を講ずべきことを指導することができる。

(砂じんの飛散の防止)

第 61 条 土地の所有者又は占有者は、当該土地から砂じんを飛散させないように、へい、防じんカバー又は散水設備の設置その他必要な措置を講ずよう努めなければならない。

(投光器等の使用に当たっての市民生活への配慮)

第 62 条 何人も、投光器、サーチライト、スポットライト、レーザーその他これらに類する物を使用するときは、市民の生活環境を損なわないよう努めなければならない。

第 5 章 地球環境の保全

(地球環境の保全のための施策)

第 63 条 市は、地球環境の保全のため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 2 条第 3 項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化その他の地球温暖化を防止するための施策
- (2) 資源又はエネルギーの消費の抑制又は循環的な利用のための施策
- (3) オゾン層の保護及び酸性雨の防止に関する知識の普及及び啓発を図るための施策

(自然エネルギーの優先的な導入等)

第 64 条 市、事業者及び市民は、地球温暖化の防止及びオゾン層の保護のため、その事業活動又は日常生活において、自然エネルギーの優先的な導入及びエネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

(動植物の多様性の確保及び生態系の保全)

第 65 条 市は、事業者及び市民と協働し、陸域及び水域における動植物の多様性の確保及び生態系の保全に係る施策を実施するものとする。

2 事業者は、自ら又は市及び市民と協働し、陸域及び水域における動植物の多様性の確保及び生態系の保全に努めなければならない。

3 市民は、自ら又は市及び事業者と協働し、陸域及び水域における動植物の多様性の確保及び生態系の保全に努めなければならない。

(グリーン購入)

第 66 条 市は、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るため、グリーン購入（物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けるに当たり、その必要性を十分に考慮し、当該物品若しくは役務の環境情報（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する環境情報をいう。以下同じ。）又は事業者に関する環境情報を勘案して行うことをいう。）に係る知識の普及及び啓発その他のグリーン購入を促進するための施策を実施するものとする。

2 市は、物品又は役務の調達に当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、積極的にグリーン購入を推進するものとする。

3 事業者及び市民は、グリーン購入に関し理解を深め、グリーン購入を行うよう努めなければならない。

第 6 章 雑則

(公害等に関する苦情の処理)

第 67 条 市長は、公害及び良好な生活環境を損なう行為に関する苦情について、市民の相談に応じ、かつ、適切に処理するものとする。

2 事業者は、その事業活動が原因となる公害及び良好な生活環境を損なう行為に関する苦情について、その責任において適切に処理しなければならない。

(公害に係る特別の措置の勧告)

第 68 条 市長は、事業者が事業活動に伴い公害を発生し、又は発生するおそれのある場合において、特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(報告及び検査)

第 69 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙特定施設（第 10 条第 3 号に規定するばい煙特定施設をいう。以下同じ。）を設置する者、騒音等特定施設（第 24 条第 1 号に規定する騒音等特定施設をい

- う。以下同じ。)を設置する者、特定作業(第24条第2号に規定する特定作業をいう。以下同じ。)を行う者、特定建設作業(第36条に規定する特定建設作業をいう。以下同じ。)を伴う建設工事を施工する者、拡声機を使用して放送を行う者、夜間に飲食店営業等を行う者若しくは揚水施設を設置する者に対し、ばい煙特定施設の状況、騒音等特定施設の状況、特定作業の状況、特定建設作業の状況、拡声機を使用して行う放送の状況、夜間の飲食店営業等の状況、揚水施設を設置若しくは地下水の採取の状況その他必要な事項の報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、ばい煙特定施設を設置する者のばい煙特定施設を設置する工場等、騒音等特定施設を設置する者の特定工場等、特定作業を行う者の特定工場等、特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工場の場所、拡声機を使用して放送を行う者の放送を行う場所、夜間に飲食店営業等を行う者の飲食店営業等を行う場所若しくは揚水施設を設置する者の揚水施設を設置する場所に立ち入り、ばい煙特定施設の状況、騒音等特定施設の状況、特定作業の状況、特定建設作業の状況、拡声機を使用して行う放送の状況、夜間の飲食店営業等の状況、揚水施設を設置の状況若しくは地下水の採取の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
 - 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(規則への委任)

第70条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第71条 第20条第2項、第21条第3項、第35条第2項、第42条第2項又は第55条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第72条 第38条第2項又は第40条の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第73条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- 第14条第1項、第29条第1項、第30条第2項又は第37条第1項の規定による届出をしない者
- 第13条第1項、第14条第1項、第15条第1項、第27条第1項、第28条第1項、第29条第1項、第30条第1項若しくは第2項、第37条第1項、第48条第1項又は第50条の規定による届出について虚偽の届出をした者
- 第17条第1項、第32条第1項又は第52条第1項の規定に違反した者
- 第56条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 第69条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第74条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、

前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成21年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 施行日前に改正前の浦安市公害防止条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の浦安市環境保全条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 改正後の第48条第1項の規定は、この条例の施行の際現に揚水施設を設置している者についても適用する。この場合において、同項中「設置しようとする者」とあるのは、「設置している者(設置の工事をしている者を含む。)」と読み替えるものとする。
- 前項の規定により適用される改正後の第48条第1項の規定による届出は、平成21年8月31日までに行わなければならない。
- この条例の施行の際現に揚水施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)については、改正後の第47条第1項及び第2項、第55条並びに第56条の規定は、市長が告示で指定する日から起算して1年を経過する日までの間は、適用しない。
- 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(令3条例8・一部改正)

附則(令和3年3月12日条例第8号)

この条例は、令和3年3月12日から施行する。

令和7年版 第3次浦安市環境基本計画年次報告書

令和8年3月発行

浦安市環境部環境保全課

〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号

Tel (047) 352-6481 (直通)

Fax (047) 381-7221

市ホームページ <http://www.city.urayasu.lg.jp>